

【実行計画】

施策① 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進

| 方針・目標 | | プログラム | | | |
|-------|--------------------|-------|-----------|----------|------|
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| C 戦略2 | 新松田駅南口駅前広場等整備 | 町 | 用地買収・建物補償 | 駅前広場整備工事 | |
| | 新松田駅南口駅周辺道路の整備【新規】 | 町 | 調査検討・測量 | 予備設計 | 整備 |

施策② 新松田駅北口周辺整備の促進及び松田駅北口周辺整備の検討

| 方針・目標 | | プログラム | | | | |
|-------|-------------------|-------|------------------------------|------------------------|------------------|--------|
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | |
| C 戦略2 | 新松田駅北口周辺整備の促進【拡充】 | 町 | 都市計画決定、 本組合設立、 鉄道事業者協議 | 広場詳細設計 自由通路 基本設計 | 施行認可 自由通路詳細設計 | 権利変換認可 |
| | 松田駅北口周辺整備の検討【新規】 | 町 | | 検討 | | |



3. 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路

実現したい まちの未来

- 県道や町道の新設・改良等が順次進められてきた結果、道路の利便性や安全性が徐々に向上しています。便利で安心して利用できる道路の整備に向け、継続した取組が行われています。
- 新東名高速道路は全線開通に向けて事業が着々と進行しています。

基本目標

- 生活や産業活動を支える道路づくりでは、県道等の主要路線の拡幅改良やユニバーサルデザインによる歩道の整備を進めるとともに、良好な都市空間を創造します。
- 町道や生活道路は幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮し、生活の利便性の向上や安全性の確保を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 2021年の法面崩落に伴い、国道246号の災害防除について国へ要望しています。県道711号（小田原・松田線）についてはJRガード下付近の改良を、県道72号（松田・国府津線）については交差点改良等を、県道710号（神縄・神山線）については立山橋付近の拡幅改良を県に対し要望しています。
- ▶▶用地交渉の難航などにより事業が進まないことが課題です。
- 町道については、町道整備基本計画に基づき整備を推進しています。新設改良路線については、町道19号線町屋踏切の拡幅改良事業が実施中であり、酒匂川左岸道路などについては今後地域説明会を実施する予定です。
- ▶▶今後も効率的に事業を推進していくために、権利者の方々の協力を要請するとともに、補助金の活用等による事業費の確保を図る必要があります。
- 橋梁長寿命化計画に基づき順次長寿命化及び耐震化に向け整備を進めています。これまで西山橋ほか6橋で工事完了し枇杷沢橋で工事予定となっています。十文字橋については、開成町とそのあり方について検討を進めます。
- ▶▶事業費が大きいため財源の確保が必要です。
- 町道整備基本計画に基づき、歩道や道路沿いの空地等を利用した気軽に休める憩いの場の整備を進めています。
- ▶▶用地及び財源の確保が必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 町道の面積（全体）：新設・拡幅改良等 | 310,933 m ² | 318,000 m ² |

協働の取組

| | |
|--------|-----------------|
| 町民等の役割 | ・町民（地権者）の事業への理解 |
| 行政の役割 | ・補助金等の確保と情報発信 |

【実行計画】

施策① 道路網の整備

| | | | | | |
|---------------------|---|---------|------|------|------|
| 方針・目標 | 都市基盤としての道路整備を促進し、交通需要に対応した道路計画・整備について関係機関と調整するとともに、駅周辺整備計画に準じて御殿場線下を横断する県道 711 号線(小田原松田線)の道路拡幅改良などを県に要望します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 関係機関に対する積極的な要望活動の実施 | 町 | 要望活動の実施 | | | |
| | | ▶ | | | |

施策② 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理

| | | | | | |
|----------------|---|---|------|------|------|
| 方針・目標 | 幅員が狭小な道路の拡幅などを進めるとともに道路の維持の充実を図り、安全性・利便性を備えた道路の整備を進めます。また、定住化の促進や未利用地の活性化のために必要となる新設改良路線の酒匂川左岸道路や町道 31 号線(かなん沢・中里線)について計画的な整備を進めます。橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画(2020年2月策定)に基づき、継続的に長寿命化や耐震化を計画的に実施していきます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 町道等の効率的・効果的な整備 | 町 | <p><酒匂川左岸道路> 用地測量 → 用地補償 → 工事</p> <p><かなん沢・中里> 用地補償 → 工事 → 用地補償 → 工事</p> <p><十文字橋> 開成町とのあり方検討協議 → 将来構想 → 橋梁概略設計</p> <p>道路拡幅・維持修繕</p> | | | |
| 橋梁長寿命化修繕計画の推進 | 町 | 事業推進 | | | |
| | | ▶ | | | |

施策③ 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保

| 方針・目標 | | 駅周辺整備計画において、歩道整備及び道路沿いの空地等を利用して気軽に休める憩いの場を整備することで、生活環境の向上に取り組めます。その他の道路においても、歩行量や安全確保などの観点から優先度を考慮して整備を進めます。 | | | | |
|-------|----------------------|--|------------------|------|------|------|
| 取組 | | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 戦略2 | 駅周辺整備計画による歩道や憩いの場の整備 | 町 | 新松田駅北口駅前広場整備との連携 | | | |
| 戦略2 | 生活環境を向上させる歩行空間の確保 | 町 | 整備 | | | |



4. 公共交通

実現したい まちの未来

- 少子高齢化の進行に伴い、地域公共交通へのニーズが高まる中、鉄道2駅（新松田駅・松田駅）の利用者は、駅周辺整備が整うことで増加し、駅前広場から足柄地域へ放射状に発するバスやタクシーのネットワークが維持されています。
- 環境や健康に配慮した新たな交通手段が普及し、誰もが利用しやすい地域交通ネットワークが充実しています。

基本目標

- 地域公共交通の確保・充実を図るため、魅力あるまちづくりと並行して公共交通機関に積極的に働きかけ、運行体制の充実と運行便の拡充に取り組みます。
- 路線バス運行体制の維持や交通弱者等への対策と同時に、新たな交通サービスを導入し、地域公共交通サービスの向上に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 鉄道運行体制については、県鉄道輸送力増強促進会議や御殿場線活用推進協議会等において沿線の活性化や鉄道事業者への要請等を協議し取り組みを行っています。
- ▶▶コロナ禍によるテレワークの普及など、鉄道利用者はコロナ禍以前の状況に戻り切っていないため、公共交通網を維持していくことが必要です。
- バス路線については、地域公共交通会議等を通じて路線の維持確保等に関する協議を行っています。
- 通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業について、コロナ禍により影響を受けているバス事業者の負担軽減と町民の継続的な移動手段の確保及びバス利用を促す観点から、2021年度よりバス事業者の負担をなくし町の負担割合を増加（1/3⇒2/3）して実施しています。
- ▶▶コロナ禍の影響も相まって、バス利用者が減少し、減便が生じているため、交通の利便性が低くなる傾向が続いていることが課題です。

目標指標


| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|------------------------|-----------------|-----------------|
| 新松田駅を発着するバス系統数 | 37 | 37 |
| 寄地区へのバス運行本数（1週間あたり：往復） | 177 | 177 |
| □マンスカー停車本数 | 6本/日 （平日・休日） | 6本/日 （平日・休日） |

協働の取組


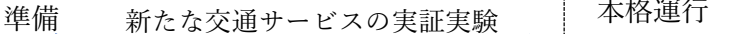
| | |
|--------|--------------------------------|
| 町民等の役割 | ・公共交通機関の積極的な利用 |
| 行政の役割 | ・公共交通機関への要望・調整 ・公共交通機関の利用促進 |

【実行計画】

施策① 鉄道運行体制の充実

| | | | | | |
|------------------------------|--|---|------|------|------|
| 方針・目標 | 新松田駅・松田駅が、町民のみならず足柄地域の重要な交通拠点であり続けるために、鉄道事業者と連携した施策を展開します。 特急列車停車本数の維持や交通系ICカード利用環境の整備などを実現するため、継続的な要望・協議を行います。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 鉄道事業者への要望の継続・鉄道事業者と連携した事業の実施 | 町 | 要望活動・連携施策の実施  | | | |

施策② バス交通等の充実

| | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|------|------|------|
| 方針・目標 | バス路線の確保・維持及び利便性向上のため、バス交通主要3施策(乗合バス運行補助事業・通学バス定期券助成事業・高齢者バス定期券助成事業)を引き続き推進するとともに、路線の整備拡充や運行本数の維持等を関係機関へ積極的に要望します。 町の地域公共交通のあり方を明らかにするための「松田町地域公共交通計画」を策定し、町民の移動手段を将来にわたって確保するために「新たな交通サービス」の導入を検討するなど、町民にとって便利で快適な交通サービスの提供を目指します。 さらに、必要に応じてバス・タクシー事業者、地域住民の方々とも相談した上で、有効な交通施策に取り組みます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 戦略2 路線バスの運行維持対策の推進 | 事業者 町 | 継続的な要望・調整、バス交通主要3施策の推進  | | | |
| 戦略2 効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進【拡充】 | 町民 事業者 町 | (地域公共交通計画策定) 準備 → 新たな交通サービスの実証実験 → 本格運行  | | | |



5. 住宅対策

実現したい まちの未来

○民間による自然と共生した一区画あたりにゆとりある宅地開発が進み、バリアフリー住宅やスマートハウス等質の高い住宅が増え、まちづくり条例のもと良好な住環境が形成されています。また、民間活力を導入して建設・管理運営している町営住宅等により、定住・少子化対策が図られるなど、誰もが暮らしやすい安全・安心の住環境が整う「まち」になっています。

基本目標

○町有地に建設され老朽化した町営住宅の移転や集約化を図り、民間のノウハウによる町有地の利活用を進めます。また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来を見据え、社会問題化している空家・空地の利活用を進めると同時に、地域特性を生かした対策を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○子育て世帯向け町営住宅は町屋地区住宅（優良賃貸住宅）以外になく、町への移住を希望する世帯に対し受け皿となる住宅が不足しています。

▶▶町への移住を増加させるためにも、民間事業者による集合住宅（賃貸住宅など）や戸建て住宅の建設及び町内での住宅用地の確保が必要です。

○住宅取得に対して、住宅取得促進奨励金・民間賃貸住宅家賃補助金・二世帯同居等支援奨励金を交付しています。

▶▶広報等による制度周知とともに、町への移住につながるよう Web 等を活用した町内外への情報発信を強化する必要があります。

○老朽化した町営住宅については、耐用年数を経過したのから順次解体を進めています。

▶▶町営住宅居住者は高齢化しており、他の住宅への転居が進まないことが課題です。

○良好な住宅地の誘導に向けては、まちづくり条例に基づく適正な誘導を継続する中で、造成地周辺の土地利用なども考慮した指導を実施しています。

▶▶費用的な面や時間的制約などの理由により交渉が難航することもあり、引き続き協力を得られるよう誘導していくことが必要です。

○空家・空地等の対策として、空家に関する啓発のチラシの送付や町内の空家・空地等の定期的な現地確認、所有者調査、空家バンクの運用等を実施しています。

▶▶継続的に現地確認を実施し自治会や民間業者と連携を図りながら実態の更新作業を進めるとともに、空家の居住希望者と不動産業者・所有者とのマッチングを支援し、定住促進に取り組んでいく必要があります。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|------------|-------|-------|
| 新規住宅戸数（年間） | 23戸 | 30戸 |

協働の取組

| | |
|--------|---|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の事業参画 ・ 町民や地権者の事業への理解 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で計画的な事業推進と情報発信 |

【実行計画】

施策① 住宅の整備

| | | | | | | |
|---------------------------|--|------------------------------|----------------------------|------|---------|------|
| 方針・目標 | <p>町外からの移住を推進するため、民間と連携し、勤労・子育て世帯が住みやすい賃貸マンション等の建設に向けた事業を推進します。</p> <p>未利用町有地について適正な保全管理を実施するとともに、耐震性の低い老朽化した町営住宅については、入居者の退居に際し解体、整地を行い、跡地利用促進に向けて保全管理を実施します。</p> <p>高齢化した町営住宅の居住者が負担を少なく転居できる方法、安価な住宅の提供、代替地などの手段や方法を調査・研究します。</p> <p>定住化につながる定住促進制度を積極的に実施していくとともに、空家等の実態を把握し、空家所有者の意向を確認して所有者及び利用者のマッチングを強化しながら空家の利活用を進めていきます。</p> | | | | | |
| | 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 老朽化した町営住宅の解体 | 町 | 退居となった住宅の解体・転居に係る意向調査 | | | | |
| | | | | | | |
| 民間等による住宅の整備 | 町 | 民間事業者との連携・検討 | 建設地の選定、若い世帯向けの安価な住宅や代替地の検討 | | 建設方法の選考 | |
| 住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知 | 事業者 町 | 町独自の事業の実施・見直し・新制度の研究 | | | | |
| | | | | | | |
| 民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導 | 町 | まちづくり条例に基づく指導・助言 | | | | |
| | | | | | | |
| 空家・空地の把握と利活用の推進 | 町民 事業者 町 | 空家・空地の状況調査、所有者意向確認、新制度の研究・実行 | | | | |
| | | 空家・空地バンク登録・マッチングの実施 | | | | |
| 特定空家等取り壊し | 所有者 関係者 町 | 指導内容の検討 | 所有者への指導・助言 | | | |
| 空家・空地バンク制度の運用及び相談業務【新規】 | 町 | 空家・空地バンクの運用(マッチング) | | | | |
| | | 移住相談所を活用した相談業務 | | | | |

C

戦略2

戦略2



6. ごみ処理対策

実現したい まちの未来

○廃棄物の3R運動の推進・分別・排出抑制により、資源の有効活用と廃棄物の減量化が進められています。また、広域（1市5町）でごみ処理施設整備が進められています。

基本目標

○快適な生活環境の循環型社会に向けて、限られた資源の有効活用と更なるごみ減量化を進め、町民、事業者、町が一体となって連携を強化し、分別回収と資源回収等のリサイクルを徹底します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○ごみの分別表や収集カレンダーの配布、広報による啓発、コンポスト等の配布、リサイクル活動団体への奨励金の交付等により、廃棄物の減量化と再資源化の促進に取り組んでいます。

▶▶持続可能な地域循環型社会の構築に向け、減量及び再資源化についての意識付けや方法の周知などを行う必要があります。

目標指標




| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|----------------------|-------|-------|
| ごみ全体に対する資源ごみの割合 | 20% | 30% |
| 1人が1日に家庭から排出するごみの処分量 | 737g | 720g |

協働の取組

| | |
|--------|--|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別 ・ごみの減量化 ・資源ごみ回収 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金、手数料の交付 ・補助金の交付 ・分別したごみの収集、処理場への搬入 |

【実行計画】

施策① ごみ収集・処理対策

| | | | | | |
|----------------------|--|---|-------------|-------------|-------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>ごみの3R運動を推進し、ごみの減量、再利用、再資源化を促進します。 収集カレンダーや分別表の配布に加え、分別の細分化、広報等によるごみの分別及び減量にかかる継続的な啓発を行うことで意識の向上を図り、2026年までに町民1人1日あたりのごみの排出量を削減します。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| | | <p>2023</p> | <p>2024</p> | <p>2025</p> | <p>2026</p> |
| <p>ごみの分別収集の推進</p> | <p>町</p> | <p>広報等による啓発</p>  | | | |
| <p>リサイクル活動団体への助成</p> | <p>町</p> | <p>団体支援（奨励金交付・育成）・啓発</p>  | | | |
| <p>ごみの減量化の推進</p> | <p>町</p> | <p>事業推進</p>  | | | |



7. 水道事業

実現したい まちの未来

○松田町水道ビジョンに基づき、水道施設の計画的な更新が行われ、無駄な経費の削減と水資源の有効利用が進められています。

基本目標

- 町民の快適な暮らしを支え、いつでも安心して飲める水の安定供給を行うため、地震等の災害に強いライフラインとして、施設の更新整備を計画的に進めます。
- 経営を健全化するため事業・事務の効率的な執行を行い、新たな収納体制の構築を進めます。また、使用料収入の減少と、今後も更に進む水道施設の更新費用等に対する収支のバランスを見据えた経営の健全化に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 2024年度より、寄簡易水道事業が公営企業会計法適化される事により、長期的展望に立った企業経営の診断や財政の見通しが可能となります。
- ▶▶人口減少による使用料収入の減少や経年劣化による施設の更新に係る費用確保など、安定した収支を生み出す経営体質を確立することが必要です。
- 水道事業運営の基礎となる「松田町水道ビジョン」は策定後10年が経過しました。
- ▶▶「松田町水道ビジョン」を更新し、施設更新計画に基づく老朽管の布設替えや基幹管路の耐震化を更に進め、清浄な水を安定的に供給していくことが必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|--------------|-------|-------|
| 町民による水道満足度向上 | 59.9% | 85.0% |

協働の取組

| | |
|--------|-----------------------------|
| 町民等の役割 | ・節水意識の向上 |
| 行政の役割 | ・経営の健全化 ・施設の耐震化・計画的な整備更新 |

【実行計画】

施策① 経営の健全化

| | | | | | |
|-----------------|---|----------------|------|------|---------|
| 方針・目標 | 公営企業会計法適化を進め水道使用料の適正化を図ります。費用対効果を検証し、経営の健全化に取り組みます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 水道使用料適正化の検討【拡充】 | 町 | 公営企業会計法適化準備・適用 | | | 水道料金見直し |
| 経営の健全化【拡充】 | 町 | 費用対効果の検証・見直し | | | |

施策② 施設整備と維持管理の充実

| | | | | | |
|-----------------------|--|-----------|------------|-----------|------|
| 方針・目標 | 大規模災害等の発生を常に意識し、老朽管の布設替えや基幹管路の耐震化などは、有事の際に町民が集結する避難所などに繋がる管を最優先に実施するなど、防災担当部局との協議も交え、より安全で安定的な水道水の供給が行えるよう、2025年から2028年までを目途に完了を目指します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 給水管の布設替えと施設の更新・整備【拡充】 | 町 | 宮下水源水害対策 | 新水道ビジョン策定 | 優先箇所工事の実施 | |
| 水質管理計画に基づく水質管理 | 町 | 水質管理計画の策定 | 水質管理計画の見直し | 水質検査の継続実施 | |

施策③ 水道の満足度向上

| | | | | | |
|------------------|--|---------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 「町民による上水道満足度 80%以上」を目標として、松田町の水道についての積極的な情報の発信と開示を行い、理解を深める取組を推進します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 水道事業の情報発信と開示【新規】 | 町 | 情報の開示・発信・理解促進 | | | |



8. 下水道・生活排水施設整備

実現したい まちの未来

○下水道整備事業及び寄地区の合併処理浄化槽施設の整備事業が促進され、生活環境が向上しています。

基本目標

○公共下水道処理区域においては、事業計画に基づき事務を効率化し、事業運営に企業性を発揮した経営基盤の強化を進めるとともに、処理区域外の寄地区では、合併処理浄化槽の普及啓発及び整備を進め、適正に維持管理を行うことで、河川の水質保全、生活環境の向上を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○2024年度より、下水道事業会計が公営企業会計法適化される事により、長期的展望に立った企業経営の診断や財政の見通しが可能となります。

▶▶人口減少による使用料収入の減少や経年劣化による施設の更新に係る財源確保などが必要です。

○布設後、耐用年数経過を控えた汚水管渠や施設へは順次対応が必要です。

▶▶長寿命化・布設替え、ポンプ施設の更新などについて、綿密に計画し準備しておく必要があります。

○「松田町生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水の適正な処理に取り組んでいます。

▶▶寄地区において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、対象者の理解を得ながら進めて行く必要があります。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|------------------|-------|-------|
| 下水道整備率（松田地区） | 93.8% | 95.0% |
| 合併処理浄化槽整備世帯（寄地区） | 126世帯 | 201世帯 |

協働の取組

| | |
|--------|--|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道への接続（松田地区） ・合併処理浄化槽への転換（寄地区） |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営基本計画の策定 ・下水道未接続世帯への普及啓発 ・寄地区合併処理浄化槽未整備世帯への普及啓発・整備費補助金の交付 ・合併処理浄化槽維持管理補助金の交付 |

【実行計画】

施策① 公共下水道事業長寿命化の推進

| | | | | | |
|-------------------------|---|--------------------------------|---|--------------------------------|----------------------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>耐用年数経過を控えた汚水管渠の長寿命化措置の一環として、事前準備のため管渠情報の把握をし、適切な長寿命化措置を検討するなど、費用対効果の高い長寿命化措置を実施します。</p> <p>公営企業会計法適化を受け、管渠更新計画等に基づく財政収支計画の策定により使用料改定の審議を行う必要があります。</p> <p>優先工事箇所の選定なども含め工期を予定し、2024年度から40年を目途に、工事費の平準化を行いながら実施します。</p> <p>財政収支計画の策定により、使用料の適正化に取り組みます。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| <p>下水道事業の推進と経営基盤の強化</p> | <p>町</p> | <p>2023</p> <p>公営企業会計法適化準備</p> | <p>2024</p> <p>公営企業会計法適化検証 下水道施設更新計画策定 財政収支計画策定 使用料審議会の開催</p> | <p>2025</p> <p>下水道施設長寿命化工事</p> | <p>2026</p> <p>使用料の適性化</p> |

施策② 生活排水処理の推進

| | | | | | |
|---------------------|--|--------------|------------------------------|-------------|-------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>「松田町生活排水処理基本計画」に基づき、未整備世帯への普及啓発を進め、合併処理浄化槽への転換に対しては補助金を交付し、整備を促します。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| <p>合併処理浄化槽整備の推進</p> | <p>町</p> | <p>2023</p> | <p>2024</p> <p>普及啓発・事業支援</p> | <p>2025</p> | <p>2026</p> |

第5章 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち（自然・環境）

【施策体系】



松田町版 SDGs

| | |
|--------|------------------------------------|
| 目指すゴール | 自然の保全及び持続可能な利用と安全・安心な暮らしの共生を促進するまち |
|--------|------------------------------------|

1. 自然環境の保全・活用



実現したい まちの未来

- 美しい自然環境が継承され、多くの家庭で太陽光発電など再生可能エネルギーが利用されていたり、スマートハウスが普及しています。
- 環境学習の機会が増え、節電など省エネ活動に多くの家庭が取り組んでいます。

基本目標

- 松田町の優れた自然環境を次代に継承していくため、ゼロカーボンシティとして温室効果ガスの排出量削減に向けクールチョイスを進め、再生可能エネルギーの利活用を推進します。また、環境問題に対する一人ひとりの意識を高めるため、普及活動の推進に努めるほか、ごみのポイ捨て防止等のマナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 廃棄物の不法投棄については、県及び警察等との連携を図りながら、パトロール等を行っています。
 - ▶▶不法投棄は断続的に発生していることが課題です。
- 酒匂川統一美化キャンペーン及び丹沢大山クリーンキャンペーンなどの美化清掃活動を実施しています。
 - ▶▶参加者の増加及び美化意識の向上、事業のPR不足が課題です。
- 地域における温室効果ガスの排出量削減に向け、クールチョイス普及啓発事業として、講座やワークショップの開催、啓発物品の作成及び配布等を行っています。
 - ▶▶2050年のカーボンニュートラルに向け、二酸化炭素排出量の削減が十分には進んでいないことが課題です。
 - ▶▶今後は啓発だけではなく、住宅用太陽光発電システムの普及や木質バイオマスの利用促進など、地域による実践的かつ自発的な二酸化炭素排出量の削減に繋がる取組を推進する必要があります。
- 自治会やボランティアとの連携のもと、花壇等の設置及び花の植栽を行っていますが、協力者の増加が進んでいません。
 - ▶▶事業のPRを進め、協力者を増加していくことが必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|------------------------------|-------|-------|
| 環境美化活動への参加者数 | 136人 | 750人 |
| クールチョイス普及に向けた講座やワークショップの開催回数 | 0回/年 | 2回/年 |

協働の取組

| | |
|--------|--|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・クールチョイス事業への取組・理解 ・木質バイオマスエネルギーの活用 ・環境美化活動への参加 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 ・計画推進 |

【実行計画】

施策① 水環境の保全や美化運動への連携づくり

| | | | | | |
|--|--|--------------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 県及び警察等、関係機関と連携しながら、定期的なパトロールの実施など廃棄物の不法投棄対策を推進します。 地域の環境美化意識の向上を図るため、自治会・各種団体・事業者等との連携を推進します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 不法投棄の防止及び回収 | 町 | 看板等の設置・パトロール及び回収実施 | | | |
| 酒匂川統一美化キャンペーン・丹沢大山クリーンキャンペーン等による啓発・普及の推進 | 町 | 事業実施・協力団体等の育成 | | | |

施策② 環境対策

| | | | | | |
|--------------------------|--|------------|------|------|--------|
| 方針・目標 | 2050年のカーボンニュートラル達成に向け、太陽光発電設備の設置等に対する補助を継続するとともに、広報等によるPRを積極的に行い、地域における太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用を推進します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 地球温暖化対策・クールチョイスの推進【拡充】 | 町 | 事業推進 | | | 次期計画策定 |
| 戦略2 スマートハウス普及の推進【新規】 | 町 | 事業推進 | | | |
| 戦略3 木質バイオマス事業化の推進（再掲） | 関係団体 町 | 補助金交付・PR | | | |
| 電気自動車等の普及促進【新規】 | 町 | 補助金交付・普及啓発 | | | |

施策③ 花とみどりづくりの促進

| | | | | | |
|-----------------|---|-------|------|------|------|
| 方針・目標 | 自治会やボランティアとの連携のもと、公共施設やまちなかの花壇等の植栽に取り組みます。苗木・苗床や道具の配布、花壇コンテストなど事業を拡充し、広く活動をPRすることにより、継続的に協力者の増加、協力団体の育成に取り組みます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 花とみどりいっぱい事業【拡充】 | 事業者町 | | | | |



2. 河川・砂防・治山

実現したい まちの未来

○河川や砂防・治山施設の整備や適切な維持管理が進められ、水害や土石流等から生命、財産を守る機能が向上しています。また、小河川・水路の改修により身近な生活環境が向上しています。

基本目標

- 治水機能とともに自然環境を踏まえた河川施設整備を県に要望することで、安全でうるおいのある河川空間を創造します。
- 砂防施設、治山施設の計画的な整備及び河川環境整備の推進を県に要望し、土石流等による被害を防止します。
- 小河川、水路の点検、整備を図り、機能の向上に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 近年河川内に樹木が群生しており、豪雨時に流木により溢水する恐れがあるため、河川内の整備を県に引き続き要望しており計画的に実施されています。
- ▶▶河川内のエリアも広く、限られた予算内での整備となるため、広範囲での施工ができないことが課題です。
- 小河川・水路の点検については、補修が必要な箇所が存在する場合について維持補修等を実施しています。
- ▶▶主要な普通河川についても優先順位をつけ、順次点検を実施するとともに、補修が必要な箇所については予算を確保していく必要があります。

目標指標


| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|----------------------------------|-------|-------|
| 河川・砂防・治山の整備及び河川内の環境整備に対する要望箇所整備率 | 100% | 100% |

協働の取組


| | |
|--------|---|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得に伴う事業への協力 ・生活環境向上に向けた水路等の美化活動 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者への継続要望・調整 |

【実行計画】

施策① 河川・砂防・治山施設の整備

| | | | | | |
|--------------------|---|---|------|------|------|
| 方針・目標 | 河川等内の環境整備を施設管理者へ継続要望、調整を実施し、安全安心な環境整備に取り組みます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 県に対する積極的な要望と地域との調整 | 町 | 要望（酒匂川、川音川、中津川）  | | | |

施策② 小河川・水路の点検・整備

| | | | | | |
|--------------|--|---|------|------|------|
| 方針・目標 | 小河川については定期的な点検を実施し、河川の状況を把握し、整備必要箇所については優先順位を付けて整備を推進していきます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 点検や計画的な整備・推進 | 町 | 適切な維持管理・計画的な整備の推進  | | | |



3. 景観

実現したい まちの未来

○魅力的なまち並みや景観の形成に向けて、町・町民・事業者等が一体となって、各々が景観に貢献していくという意識が高まり、良好な景観の保全や形成に向けた取組が進められています。

基本目標

○必要に応じて景観計画の区域や景観重要公共施設等(構造物・樹木)の指定を行い、良好な景観の形成・保全に取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○良好な景観の整備・保全に向けて、町のまちづくり条例及び県の景観条例に基づき指導を行っています。

▶▶適切な指導により良好な景観への誘導を行うとともに、今後計画される広場や道路、集約施設の機能とのバランスを図りながら、必要に応じて条例の改正に取り組んでいく必要があります。

○景観法を所管する県西土木事務所と合同パトロールを行うなど、良好な景観の保全を行っています。

▶▶特に駅周辺の景観については、町の玄関口として来訪客に良好な第一印象を与えるような景観にするよう検討していくことが必要です。

○寄地区の自治会において町道沿いの草刈り等が実施されています。

▶▶寄地区ではまちづくり協定の締結団体がなくなったため、町民主体の景観まちづくりをいかに継続していくかが課題となっています。

目標指標

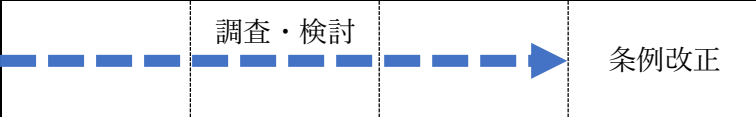
| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 景観に関連する地区計画、まちづくり協定、建築協定の推進 | 3件 | 5件 |

協働の取組

| | |
|--------|---|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり団体の参画 ・町民や地権者の事業への理解 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全で計画的な事業推進と情報発信 |

【実行計画】

施策① 景観行政の推進

| | | | | | |
|-----------------|--|---|-------------|-------------|-------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>良好な景観の整備・保全に向けて、町のまちづくり条例及び県の景観条例に基づく指導を行います。 修景施設の配置を含め、今後計画される広場や道路、集約施設の機能とのバランスを図りながら良好な景観の形成に取り組みます。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| <p>景観の整備・保全</p> | <p>町</p> | <p>2023</p> | <p>2024</p> | <p>2025</p> | <p>2026</p> |
| | | <p>調査・検討</p>  | | | |

施策② 魅力的なまち並みの整備

| | | | | | |
|-----------------------|---|---|-------------|-------------|-------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>地域の特性に応じ、計画的な市街地やまち並みの形成に向けた支援を進めます。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| <p>景観行政の推進に係る各種支援</p> | <p>町</p> | <p>2023</p> | <p>2024</p> | <p>2025</p> | <p>2026</p> |
| | | <p>まちづくり協定等の支援</p>  | | | |



4. 公園・緑地

実現したい まちの未来

○公園や児童遊園地の施設や遊具が計画的に整備、維持管理されており、誰もが身近に、公園を利用できる環境が整備されています。また、緑化活動を通じて緑化意識の高揚が図られ、町民やボランティア団体、民間企業等と連携した緑化事業や公園の維持管理などの取組が行われています。

基本目標

○町民が気軽に利用し、幼児、小・中学生、高齢者のコミュニティの形成や健康づくりの増進など多様なニーズに対応する公園や児童遊園地の遊具整備と維持管理を進めます。西平畑公園においては公園周辺の観光農園等との連携により松田山ひいては町全体の活性化につなげます。また、町民の緑化意識を高めるため、広報紙やホームページによる啓発のほか、町の花「コスモス」の植栽等の事業を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○都市公園やその他の公園が11か所、児童遊園地は8か所整備されており、地域住民の憩いの場として、地元自治会等と連携し公園の維持管理や利用者のマナー向上に取り組んでいます。

▶▶老朽化した遊具・設備等の計画的な修繕・更新、及び遊び場・憩いの場の更なる充実が必要です。

○町の花「コスモス」の植栽により町民の緑化意識の高揚と推進に取り組んでいます。

▶▶植栽後の剪定や伐採など適切な管理が必要です。

○松田山ハーブガーデンは町の直営で管理を行い、ガーデン植栽管理のボランティア団体の設立や施設の機能向上のためリノベーションを行っています。

▶▶サービスの向上、収支の改善を図るため指定管理者制度を導入する必要があります。

▶▶質の高いサービスを提供するため、民間と連携して老朽化する施設や設備の適切な修繕を行うことが必要です。

○子どもの館及び自然館は町の直営で管理を行っており、子どもの館では「わらべうた」や「伝承教室」、自然館では季節に応じた自然体験メニューの講座を開催しています。

▶▶利用者の減少等の理由から開館日を縮小しており、民間のノウハウや活力の導入による新たな利活用を進めていくことが必要です。

○ふるさと鉄道は町の直営（シルバー人材センターへの委託）で運行を行ってききましたが、西平畑公園施設として民間のノウハウや活力を導入する必要があります。

▶▶運行や老朽化する車両の維持管理のノウハウを適切に継承していくことが必要です。

○川音川パークゴルフ場は幅広い年齢層が楽しめる施設として健康増進に寄

与しています。

▶▶利用者が年々減少しており、利便性の向上などにより利用者を増加させることが必要です。

○18 ホールの活用やイベント開催によりパークゴルフの普及・振興に取り組んでいます。

▶▶サービスレベルの向上や管理の効率化を進めるため官民連携による管理・運営が必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|--------------------|---------|----------|
| 西平畑公園の来園者数（年間） | 99,238人 | 300,000人 |
| 川音川パークゴルフ場利用者数（年間） | 4,204人 | 10,000人 |

協働の取組

| | |
|--------|---|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理 ・公園内の緑化活動の積極的な参加 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園内の緑化活動に関する普及啓発 ・公園の維持管理に関する町民、ボランティア団体、民間企業等の活動促進 |

【実行計画】

施策① 公園等の整備・維持管理

| | | | | | |
|---------------------------|---|-----------|-------------|------|------|
| 方針・目標 | 多世代の利用ニーズを把握するための意見を募集し、ニーズに合わせた更新や整備を実施するとともに、公園環境を整え町民のコミュニティ形成や健康の維持増進を促進します。地元自治会等との連携による維持管理を推進し、地域活動に幅広く利用できるよう整備します。 サービスの向上や管理業務の効率化を図るため官民連携による管理についても調査・研究を行います。 | | | | |
| | 実施主体 | プログラム | | | |
| 取組 | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| C 公園・児童遊園地等の遊具整備・維持管理【拡充】 | 自治会町 | 意見募集・計画策定 | 遊具・設備の更新・整備 | | |
| | | | 公園の維持管理 | | |

施策② 緑化意識の高揚と緑化の推進

| | | | | | |
|-----------------------|---|-------|--------------|------|------|
| 方針・目標 | コスモスの植栽の募集による町民の緑化意識の高揚と推進を図るとともに、適切な管理による景観づくりを進めます。 植栽されている桜については、樹齢を考慮しながら計画的な植え替えや延命措置に取り組みます。 | | | | |
| | 実施主体 | プログラム | | | |
| 取組 | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 緑化意識の高揚・「コスモス」の植栽等の推進 | 関係団体事業者町 | | コスモスの植栽・桜の管理 | | |
| | | | | | |

施策③ 西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの管理・運営

| | | | | | |
|---------------------------------|--|-------|---------------|------|------|
| 方針・目標 | 指定管理者による経営により、きめ細やかなサービスの提供や新たな発想によるサービスレベルの向上に取り組み、収支の黒字化を目指します。老朽化した施設や設備の修繕を実施します。 ハーブガーデンを中心に公園周辺の観光農園等との連携により松田山南面の活性化、さらに地域へのシャワー効果による町全体を活性化します。 子どもの館、自然館を含めた西平畑公園全体の一体的な管理によりサービスレベルの最大化を目指します。 | | | | |
| | 実施主体 | プログラム | | | |
| 取組 | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| C 戦略3 西平畑公園及び松田山ハーブガーデン活用促進【拡充】 | 事業者町 | | 指定管理者による管理・経営 | | |
| | | | 老朽化した施設・設備の修繕 | | |

施策④ 子どもの館・自然館の活動の推進

| | | | | | |
|-------------------|--|-----------------|------|------------|------|
| 方針・目標 | 民間活力の導入により、ハーブガーデンと連携した新たなサービスの提供を進め、来館者及び開館日の増加に取り組みます。 官民連携による西平畑公園全体の一体的な管理により、施設の持つ潜在力を最大限に生かした利活用を目指します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| C 子どもの館及び自然館の利用促進 | 事業者 町 | 講座の開催、指定管理者との連携 | | | |
| | | 管理手法の検討 | | 新たな管理手法の導入 | |

施策⑤ ふるさと鉄道の維持管理・運営

| | | | | | |
|------------|---|---------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 民間活力の導入により、きめ細やかなサービスの提供や新たな発想によりサービスレベルの向上に取り組みます。 子どもの館、自然館を含めた西平畑公園全体の一体的な管理によりサービスレベルの最大化を目指します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| ふるさと鉄道活用促進 | 町 関係団体 | 指定管理者による管理・運営 | | | |

施策⑥ パークゴルフ場の維持管理・運営

| | | | | | |
|-------------------------|---|---------------|------|------|------|
| 方針・目標 | パークゴルフの普及・振興を図り町民の健康増進につなげるため、官民連携による管理・運営により、きめ細やかなサービスの提供や新たな発想によるサービスレベルの向上に取り組み、利用者の増加を目指します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 戦略3 パークゴルフ場の活用促進【拡充】 | 町 関係団体 | 指定管理者による管理・運営 | | | |



5. 消防・救急

実現したい まちの未来

○災害が多様化・大規模化し、町民の安心・安全ニーズが高まる中、地域防災の要である消防団、交通指導隊、自主防災会、消防団OB、小田原市消防本部等が迅速、的確に一丸となって災害等に対応することにより、町民の安心・安全が保障されています。

基本目標

○消防団の装備・施設の充実強化、処遇の改善、自治会への協力依頼等を促進し、消防団員を確保します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○広域消防については、広域化10周年を迎え、その成果を確認するとともに、必要な意見を提出し、密接な連携と防災・減災力の向上に取り組んでいます。また、消防団詰所の長寿命化や新規消防車の購入を実施しています。

▶▶消防団員の定数に満たない状態が続いており、消防団の任務も多様化していることから人材の確保が必要です。

○建物火災ゼロを目指し、広報紙、町公式サイトのほか、消防団による啓発・広報活動を実施し、火災の発生を抑制しています。

▶▶火災警報器の設置率が向上していないことが課題です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|----------|-------|-------|
| 火災警報器設置率 | 58% | 67% |
| 消防団員数 | 110人 | 110人 |
| 機能別消防団員数 | 21人 | 21人 |

協働の取組

| | |
|--------|---|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防の連携強化 ・各季火災予防運動 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団と小田原市消防本部との連携 ・防火意識の啓発、火災警報器の設置促進 ・消防団組織のあり方の検討 |

【実行計画】

施策① 消防組織・体制の充実

| | | | | | |
|-----------------|---|---------------------|------|------------------------|------|
| 方針・目標 | 消防団の今後は、火災対応のみならず、風水害などの災害に、常時対応する能力が必要になるため、組織の改編などに取り組みます。 消防団のあり方検討を進め、2024年度までに内容を具体化し、明確な中長期計画を作成します。運用や定数・車両の数等、適正な分団数などを明示し、計画的な人員配置や消防自動車の更新などを進めます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 広域消防との連携強化 | 関係機関 関係市町 町 | 連携強化 | | | |
| 消防団詰所等の改修 | 町 | 点検・保守・修繕 | | | |
| 消防車両の更新 | 町 | 第7分団 多目的 災害車両 | | 多目的軽車両 中長期計画 による | |
| 消防団員の管理・維持 | 町 | 中長期計画作成 | | 運用 | |
| 機能別消防団員の確保 | 町 | 機能の継続・確保 | | | |
| 消防団業務のデジタル化【新規】 | 町 | 購入 | 運用 | | |

施策② 火災予防の推進

| | | | | | |
|---------------|---|---------------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 町民に対し、火災予防運動に関する防火防災意識の啓発を進めます。 住宅用火災警報器の設置を促進し、設置率向上を目指します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 防火意識の啓発 | 関係機関 町 | 各種広報の継続 | | | |
| 住宅用火災警報器の設置促進 | 関係機関 町 | 警報器の配布と設置把握、広報による促進 | | | |



6. 防災対策

実現したい まちの未来

- 町民一人ひとりが「自らの地域と身体の安全は自らが守る」という理念に基づき、日頃より自主的に「減災活動」に取り組んでおり、各自主防災会でも、意欲的に防災活動に取り組み、災害時に必要な物品を購入・更新しています。
- 住民の方への災害情報伝達体制を更新し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の判断基準を整備し直すことにより被害を最小限に留めます。また、松田町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化が徐々に進んでおり、安全・安心なまちが総合的に整備されています。

基本目標

- 災害時に必要な食糧や物品等を整備するとともに、自主的な防災・減災活動の普及・啓発を行い、防災に関する講演会などを開催することで、災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 2018年に地域防災計画を全面改訂し、運用してきました。また、各種の防災協定についても、計画的に締結を進めています。
 - ▶▶地域防災計画改定後4年を過ぎて内容の一部が現状の法令に適合しないため修正が必要です。また、富士山噴火や南海トラフ震災など新たな災害に対する準備が求められています。
- 自主防災会については、地区防災計画を作成中です。町は地区防災計画の作成を支援しています。
 - ▶▶町として統一して行う総合防災訓練がコロナ禍により3年間開催できず、防災意識が低下していることが課題です。
- 防災行政無線は、住民へ継続して戸別受信機の利用を広報しています。また、町内の避難所に食料等備蓄品を配備し、災害時の避難生活に対応しています。飲料水は、耐震性貯水槽と備蓄用保存水によって町民3日分を確保しています。
 - ▶▶戸別受信機の普及、避難所の電力の能力不足、井戸の生活用水への運用などの対策が必要です。
- 2021年3月に耐震改修促進計画を改定し耐震化率の目標の見直しを行いました。耐震診断や生垣設置、ブロック塀撤去費補助などを行っています。
 - ▶▶耐震改修については個人負担などもあり積極的な活用までは至っていないため、引き続き安全・安心なまちづくりに向けた制度の活用を呼びかけていく必要があります。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|-------------------|--------|--------|
| 防災訓練への参加者数 | 中止 | 3,000人 |
| 木造住宅耐震診断の活用実績（年間） | 1件 | 2件 |
| あんしんメール登録件数 | 3,036人 | 4,000人 |
| 地区防災計画作成件数 | 4件 | 26件 |
| 防災士認定者数 | 0人 | 26人 |
| 応急危険度判定士認定者数 | 16人 | 20人 |

協働の取組

| | |
|--------|--|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災協定の締結 ・ 自主防災組織への参加 ・ 制度の理解と活用 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定の締結 ・ 有事への備蓄等 ・ 安全で計画的な事業推進と情報発信 |

【実行計画】

施策① 防災体制の充実

| | | | | |
|------------------------------|--|-------------------|----------------|----------------|
| 方針・目標 | 2023年度に地域防災計画を全面改訂し内容を充実します。また、防災協定は県外の自治体など新たな協定の締結を目指します。 避難所の指定や富士山噴火、南海トラフ震災等大震災に対応した取組を進めます。 | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 |
| | | | | 2026 |
| 地域防災計画の見直し | 町 | 全面改訂 | 計画内容の周知・運用 | |
| 防災協定の締結 | 関係機関 町 | 締結・連携内容の強化に伴う調整 | | |
| 各種マニュアルの整備 | 町民 自治会 町 | ペット避難 マニュアル作成 | 防災ハンド ブック作成 | 各種マニュアルの周知及び運用 |
| 戦略1 要配慮者の災害時避難 の支援【新規】 | 町民 町 | 個別支援計画の作成、他計画との整合 | | |

施策② 自主防災組織力の向上

| | | | | |
|------------------------|---|------------|------|------|
| 方針・目標 | 地区防災計画の作成・運用により、自主防災組織力を充実するとともに、計画に基づいた防災訓練の実施により練度を向上します。 防災士の養成を支援し、防災能力を向上します。 防災訓練は自主防災組織ごとに計画に則って実施するとともに、町全体での訓練を年1回実施します。 | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 |
| | | | | 2026 |
| 戦略1 防災訓練の実施【拡充】 | 町民 関係機関 町 | 実施・評価・改善 | | |
| 戦略1 自主防災組織の育成支援【拡充】 | 町民 関係機関 町 | 重点化・拡大して継続 | | |

施策③ 防災施設整備等の推進

| | | | | | |
|----------------|--|------------------|------|---------|------|
| 方針・目標 | 防災行政無線を有効に活用するため、希望または聞こえづらい家庭に戸別受信機の無償貸与を継続します。 町内指定避難所に食料等備蓄品を被災想定に合わせた数値に修正し配備します。飲料水の他、生活水の確保に取り組みます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 防災行政情報提供設備等の整備 | 町 | 各種手段の利用促進とPR（周知） | | | |
| | | 戸別受信機の配布 | | 追加購入と配布 | |
| 防災備蓄品の整備 | 町民 町 | 計画に基づく備蓄と装備品の検討 | | | |
| 生活水の確保 | 町民 町 | 生活水の確保及び利用方法 | | | |
| 飲料水の確保 | 町 | 飲料水の確保 | | | |

施策④ 災害に強いまちづくりの推進

| | | | | | |
|--------------------------|---|------------------|------|------|------------|
| 方針・目標 | 建物の倒壊より町民の生命を守るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修、一部屋耐震の普及促進を図りつつ、災害時におけるブロック塀の倒壊防止等に取り組みます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 耐震改修促進計画の推進 | 町 | 普及啓発活動 | | 見直し | 次期計画 推進 |
| 木造住宅耐震診断の推進 | 町 | 耐震診断補助 | | | |
| 生垣設置、危険ブロック塀撤去の推進 | 町 | 生垣設置、危険ブロック塀撤去補助 | | | |
| 木造住宅耐震改修の推進 | 町 | 耐震改修、一部屋耐震補助 | | | |
| 応急危険度判定士、木造住宅耐震実務者の登録の推進 | 町 | 普及活動 | | | |



7. 防犯対策

実現したい まちの未来

- 各地域では自主防犯活動団体が広報やパトロールなど活発に活動し、幼児、児童、生徒の見守りが実施されています。防犯対策のネットワークが構築されており、町民の防犯に対する意識高揚と防犯力の向上が図られ、犯罪の発生件数が少なく安全安心を実感できるまちになっています。
- 犯罪等防止のための防犯カメラの設置や防犯灯等の整備が進み、夜間でも安全に通行できます。

基本目標

- 防犯カメラ等の設置、整備を進めるとともに、町と警察署、各地区の自主防犯活動団体と連携して、積極的に防犯活動の取組を実施します。また、町内における自主防犯活動団体について、幼児、小・中学生の登下校を中心に見守っていただき、防犯対策の強化を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 防犯ボランティアの情報交換会議や装備品を支援するほか、警察と連携し、防災行政無線の放送やあんしんメールでの犯罪情報等を提供し、犯罪未然防止に取り組んでいます。
 - ▶▶警察と連携した講座や研修会の開催により地域防犯組織の育成支援が必要です。
- 安全な環境づくりとして、防犯灯の設置は、地域の要望により設置しています。
 - ▶▶基本的な配置は終わっても、防犯灯やカメラの要望に対する新たな設置基準の策定が必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|------------|--------|--------|
| 防犯ボランティア団体 | 13団体 | 13団体 |
| 防犯灯設置件数 | 1,270台 | 1,300台 |
| 防犯カメラ設置件数 | 15台 | 19台 |

協働の取組

| | |
|--------|---------------------|
| 町民等の役割 | ・自主防犯活動団体等との連携、情報共有 |
| 行政の役割 | ・合同会議の開催 |

【実行計画】

施策① 防犯体制の強化・啓発

| | | | | | | |
|-------|--------------------------------|---|-------|-------------|------|------|
| 方針・目標 | | 警察や自主防犯活動団体、自治会、その他の関係機関と連携し、防犯講座の開催、パトロールによる防犯体制を強化するとともに、情報発信についても積極的に進めます。 | | | | |
| 取組 | | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 戦略1 | 地域防犯組織の育成支援 | 関係団体 町 | | 育成・支援 | | |
| 戦略1 | 防犯パトロールの定期的な実施 | 関係団体 町 | | 定期的な実施 | | |
| | あんしんメール・同報無線・広報・パンフレット等による情報発信 | 町 | | 積極的な情報発信と周知 | | |

施策② 安全な環境づくりの推進

| | | | | | | |
|-------|---------------|---|-------|-------------|------|------|
| 方針・目標 | | 夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯カメラや防犯灯の維持管理に取り組むとともに、生活空間での犯罪危険箇所の点検及び注意喚起を進めます。 | | | | |
| 取組 | | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| | 防犯灯の設置・維持管理 | 町 | | 維持管理・設置 | | |
| | | | | 今後の管理方法検討 | | |
| | 防犯カメラの設置・維持管理 | 町 | | 計画的な維持管理・設置 | | |



8. 交通安全対策

実現したい まちの未来

- 交通安全施設・道路改良・歩道整備が進み、利用者にやさしい交通環境が整備され事故防止対策が進んでいます。
- 交通安全教育の普及、道路照明灯等の整備が順次進められてきた結果、町全体が安全で安心な住みやすい町となっています。

基本目標

- 幼児、小・中学生、高齢者を中心に交通安全教育の推進、交通安全意識の普及・啓発、交通安全運動を推進します。
- 交通安全施設の整備等交通事故防止対策を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 交通上の危険な箇所については、まちづくり課と連携してカーブミラーや道路照明灯、区画線等の設置を進めています。
- ▶▶必要性に応じた交通安全施設の整備と管理に取り組むことが必要です。
- 交通事故防止運動期間中には交通指導隊による広報活動や街頭での呼びかけ、広報紙への掲載を行っているほか、交通安全総ぐるみ大会での啓発活動を実施しています。
- ▶▶高齢者に対する安全普及が不足していることが課題です。
- 交通指導隊の協力により、交通安全活動を積極的に展開するとともに、危険箇所には交通整理員を配置、また地域の防犯ボランティアに協力いただき安全確保に取り組んでいます。
- ▶▶交通指導隊員やボランティアの人員確保が必要です。
- 交通事故被害者への支援については、広報紙や町公式サイト、暮らしのガイドへの掲載等で引き続き周知をしています。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|----------|-------|-------|
| 交通指導隊隊員数 | 19名 | 20名 |

協働の取組

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 町民等の役割 | ・幼児・児童・生徒、及び高齢者に対する交通安全教育の推進 |
| 行政の役割 | ・幼児の歩行訓練や児童の自転車の乗り方、車の安全運転についての指導 |

【実行計画】

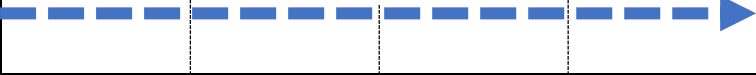
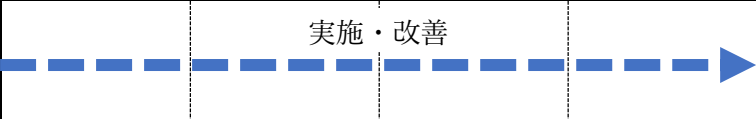
施策① 交通安全施設の整備・推進

| | | | | | |
|-----------|--|-----------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 歩行者・自転車利用者の保護するため、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、危険な箇所の把握や表示、設備の設置など、交通安全施設の整備を進めます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 交通安全施設の整備 | 町 | 交通上の危険な箇所の把握、整備 | | | |
| | | ▶ | | | |


施策② 交通安全教育の普及

| | | | | | |
|--------------------|---|---------|------|------|------|
| 方針・目標 | 交通安全の普及に向けて、登園指導や小・中学校での自転車の乗り方指導など、子ども向けの活動を実施します。 幼児から高齢者まで生涯にわたって、家庭、学校、地域、職場ぐるみで交通安全教育・対策が一貫して行われるよう関係機関、団体等相互の連携を強化します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 幅広い層への交通安全教育の充実 | 関係団体 町 | 実施・改善 | | | |
| 交通安全運動等を通じた広報活動の充実 | 関係団体 町 | 広報活動の継続 | | | |
| | | ▶ | | | |

施策③ 交通安全に関する主体的活動の推進

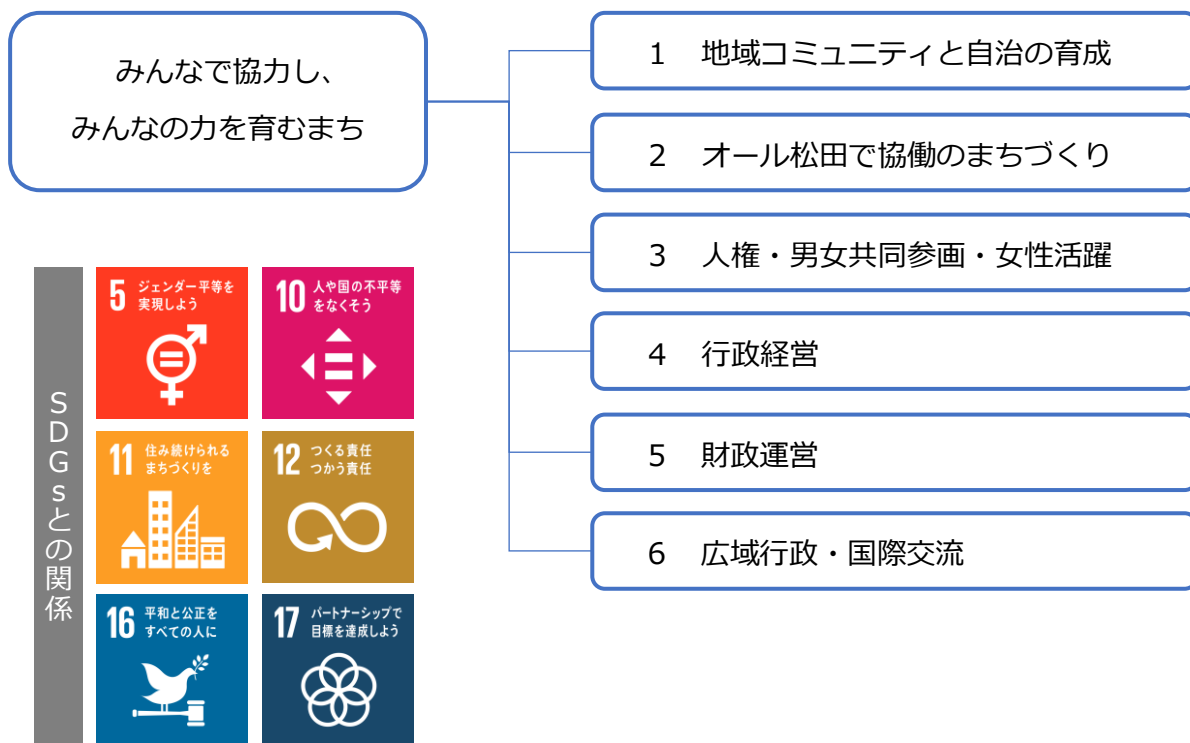
| | | | | | |
|--------------------------|--|---|-------------|-------------|-------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>交通指導隊の協力により交通安全活動を実施するとともに、危険箇所には交通整理員を配置します。 また、地域の防犯ボランティアに協力いただき安全確保に取り組みます。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| | | <p>2023</p> | <p>2024</p> | <p>2025</p> | <p>2026</p> |
| <p>交通指導隊の活動支援</p> | <p>町</p> | <p>活動の支援</p>  | | | |
| <p>交通整理員や防犯ボランティアの配置</p> | <p>町</p> | <p>実施・改善</p>  | | | |

施策④ 交通事故被害者等への支援

| | | | | | |
|------------------|--|--|-------------|-------------|-------------|
| <p>方針・目標</p> | <p>交通事故により身体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けている被害者及び親族の支援を進めるため、交通災害見舞金制度の周知及び利用を促進します。 被害者から精神的ケアの相談窓口の設置を検討します。</p> | | | | |
| <p>取組</p> | <p>実施主体</p> | <p>プログラム</p> | | | |
| | | <p>2023</p> | <p>2024</p> | <p>2025</p> | <p>2026</p> |
| <p>交通事故被害者支援</p> | <p>町</p> | <p>被害者支援の実施</p>  | | | |

第6章 みんなで協力し、みんなの力を育むまち（実現手段）

【施策体系】



松田町版 SDGs

| | |
|--------|--|
| 目指すゴール | 情報共有、参加、協働・連携協力により、町民と行政が一体となって持続可能なまちづくりを促進するまち |
|--------|--|



1. 地域コミュニティと自治の育成

実現したい まちの未来

○地域と行政が一体となり地域コミュニティ活動を推進することにより、地域集会施設を利用した茶の間活動が増加しています。また、地域内では自主的に多種多様な行事や事業が展開されています。

基本目標

○地域内で意見を出し合い、一人ひとりが地域の課題の整理や将来展望等を考えていけるよう、自治会要望を的確に把握し地域のコミュニティ活動を推進します。また、地域での自主的活動が一層活発化し、地域コミュニティの中心として自立した組織となるよう支援を行います。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

○現在、地域のコミュニティ施設の整備等は、町公共施設等総合管理計画により定められています。

▶▶整備にあたっての財源は町公共施設等整備基金や一般財源に限られるため、今後は新たな財源（国庫、県費等）の確保が必要です。

▶▶施設の老朽化と自治会員の減少に伴い、施設修繕等に係る自治会からの継続的な負担金の確保が必要となっています。

○自治会の総意として自治会再編の希望があれば、それを的確に把握し、情報提供などの必要な支援を行います。

▶▶複数の自治会において役職等の担い手不足が課題となっています。

○地域のコミュニティ施設の整備として、老朽化している各地域集会施設について優先順位を決め自治会と調整を行った上で整備を進めており、谷戸地域集会施設は国の補助金を活用し、介護予防・生活支援拠点施設と一体化した施設として建設されました。

▶▶建設時期が同時期の施設について、適切な優先順位づけと予算確保を行っていく必要があります。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|--------|-------|-------|
| 自治会加入率 | 86% | 86% |

協働の取組

| | |
|--------|--------------------------|
| 町民等の役割 | ・自主活動の継続・拡大 ・団体間連携の確立 |
| 行政の役割 | ・普及啓発、情報発信 |

【実行計画】

施策① コミュニティ施設の維持管理

| | | | | | | |
|-------|---|------|---------------|------|------|--|
| 方針・目標 | 町公共施設等総合管理計画に基づき、適切な整備を進めます。 自治会加入率の維持・向上に向け、転入手続き時において自治会活動の周知活動を実施します。 | | | | | |
| | 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| 2023 | | | 2024 | 2025 | 2026 | |
| 戦略1 | 計画的な地域集会施設の建設・維持管理 | 町 | 計画に基づいた事業の遂行 | | | |
| | 地域集会施設等を利用した福祉活動等の展開 | 町 | 介護予防事業等の推進と支援 | | | |

施策② コミュニティ活動に対する支援

| | | | | | | |
|-------|---|------|-------------|------|-------|--|
| 方針・目標 | 自治会の加入率を向上させるため、転入時に自治会への加入案内（自治会加入申込書）の配付を行い、自治会と加入希望者の取り次ぎを継続して行います。 担い手不足の問題については、自治会に依頼している役職の見直しを行い、負担を軽減します。 | | | | | |
| | 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| 2023 | | | 2024 | 2025 | 2026 | |
| 戦略1 | 活動団体の育成・支援 | 町 | 育成・支援 | | | |
| | 自治会再編の支援 | 町 | 継続 | 意向確認 | 再編の支援 | |
| 戦略1 | 自治会職員担当制度 | 町 | 事業推進 | | | |
| | 自治会との情報共有・ペーパーレス化の推進 | 町 | タブレットの普及・運用 | | | |
| 戦略1 | 地域コミュニティ活動交付金制度の活用 | 町 | 事業推進 | | | |



2. オール松田で協働のまちづくり

実現したい まちの未来

- 町民・議会・行政のすべての主体が、愛町心と地域づくりへの意欲にあふれ、協働・連携協力のまちづくりが進められています。
- 自治基本条例における「情報共有」「参加」「協働・連携協力」の三原則に基づき、課題が解決され、効果的・効率的でスピード感のあるまちづくりが展開されています。
- ICT（Information and Communication Technology:情報伝達技術）等のデジタル技術を活用したまちづくりで行政からの迅速な情報伝達や個人に応じた情報提供・共有が進められています。

基本目標

- 「情報共有」～情報は公開から積極的な公表へと軸を移し、時代に即した有効な媒体により提供し、また、町政懇話会や地域座談会、出前講座等で双方向（地域・行政）の情報共有を行います。
- 「参加」～まちづくりに「やりがい」を感じるような事業や、参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。
- 「協働・連携協力」～すべての主体が、連携協力し、デジタル技術を活用した協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 松田町自治基本条例は、2016年度から自治基本条例策定審議会を開催し、16回にわたる審議を経て、2017年度に制定され2018年10月から施行されています。この条例には、まちづくりの仕組みや基本ルールが定められており、町民・議会・行政等が協力して地域課題の解決に取り組んでいます。
 - ▶▶協働理念の普及と具体的な実践手段の構築が求められています。
- 広報・広聴活動については、広報紙の大きさの変更を行い、読みやすい紙面づくりに取り組むとともに、町公式サイトもイベント等の情報を迅速に掲載しています。
 - ▶▶町公式サイト閲覧数やSNSの登録者数の増加と様々な情報発信手段の効果的な活用を推進することが必要です。
- 町民参加機会の充実に向けて、2014年度から地域座談会を実施しており、地域の声を聴取するとともに、住民と町長との直接的な対話の場として確立してきています。
 - ▶▶参加者の固定化と減少が課題となっており、仕組みの見直しが求められています。
- 町の重要施策や計画の策定等に関してはパブリックコメントを実施しています。幅広く意見を寄せていただけるよう、広報紙はもとより町公式サイトやSNSなどでも意見を受け付けられる仕組みとしています。
 - ▶▶実施基準が明瞭でなく、寄せられる意見数も少ないため、今後は実施方法の検討やルールづくりなどを進めていく必要があります。

第6章 みんなで協力し、みんなの力を育むまち（実現手段）

○町民からの意見や声を求める場として、2017年度から「町長への手紙」制度を開始したほか、町公式サイトから所定のフォーマットでいつでも意見を受けられるよう環境を整備したほか、町内の異常を通報するシステムも運用を開始しています。

▶▶今後も町民が気軽に参加・協働できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

▶▶「人財バンク」制度の周知、運用を進め、町民の自主的活動を支援していくことが求められています。

○協働のまちづくりを推進するため、2022年7月5日に「松田町 SDGs 推進プラットフォーム」を開設し、「SDGs」を共通言語に個人・法人問わず様々な主体を巻き込んで地域課題を解決する仕組みを構築しています。

▶▶今後は、自治基本条例に基づき、協働による持続可能なまちづくりを推進するため、プラットフォームの利用促進等を図る必要があります。

○子どもたち目線でのまちづくりを推進するため、2022年度から「まつだ子どもカフェ」を開催しています。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|----------------------|----------|----------------|
| 町公式サイトアクセス数 | 248,390件 | 300,000件 |
| 町のSNS登録者数 | 2,999人 | 10,000人 |
| 座談会参加者数 | 64人 | 200人 |
| まつだ子どもカフェ参加者数(1回あたり) | 16人 | 30人 |
| 参加、協働・連携協力の機会の提供 | — | 出前講座、生涯学習人財バンク |

協働の取組

| | |
|--------|-----------------------|
| 町民等の役割 | ・まちづくり活動への参加・協力 |
| 行政の役割 | ・審議会運営 ・財政支援及び広報活動 |

【実行計画】

施策① 協働のまちづくりの推進

| | | | | | |
|-------|-------------------------|--|---|------|------|
| 方針・目標 | | <p>2018年に施行した自治基本条例の3原則（情報共有、参加、協働・連携協力）に基づき、まちづくりを推進します。</p> <p>わかりやすい広報紙・町公式サイトづくりにより広報活動を充実します。また、双方向性の情報共有の推進に向けて、町公式サイト問い合わせフォームの利用者数やSNS登録者数の増加に取り組みます。</p> <p>パブリックコメントについては、「わかりやすさ」「目につきやすさ」を意識し、周知方法を工夫します。</p> <p>「松田町SDGs推進プラットフォーム」を活用し、SDGsを共通言語とした協働のまちづくりを推進するとともに、「人財バンク」制度の普及、活用に取り組みます。</p> <p>子どもたちの声を積極的に反映し、子どもたちが本町に住み続けたい、あるいは一度町を出たとしても戻って来たいと思えるまちづくりを推進します。</p> | | | |
| | | 実施主体 | プログラム | | |
| | 取組 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 戦略1 | 自治基本条例に基づくまちづくりの推進【拡充】 | 町民町 | 町民による自主的活動の支援 | | |
| 戦略1 | 情報共有（広報・広聴活動）の推進・充実【拡充】 | 町民町 | 会議の公開 町公式サイトへの運用 SNS活用の推進 読みやすい広報の作成 | | |
| 戦略1 | 参加、協働・連携協力の推進【拡充】 | 町民町 | パブリックコメント 地域座談会の実施 人財バンク・出前講座の普及・活用 地域力向上促進事業交付金 SDGs推進プラットフォームの活用推進、効果検証 | | |
| 戦略4 | チルドレンファースト事業の管理・推進【新規】 | 町民町 | 事業検討 事業推進 まつだ子どもカフェの開催 | | |

3. 人権・男女共同参画・女性活躍



実現したい まちの未来

- 人権は、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、誰にとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものであり、町民が人権を守るまちを目指しています。大人も、子どもも「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」ができています。
- 誰もがまちづくりの活動に参画する機会が確保されるとともに、女性が住み続けたくくなるような輝き活躍できる環境が整っています。

基本目標

- 人権や個人の尊厳が守られるよう、人権問題についての各種啓発活動を推進し、人権相談窓口を充実します。
- 松田町男女共同参画プランに基づき、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野で自己の持つ能力が発揮できる社会を目指し、ダイバーシティの推進とともに政策実現に取り組みます。
- 女性活躍については、職住商近接で女性が就業や子育てをしやすい環境、安心・安全で良好な生活が送れる環境を整える施策を推進します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 人権問題の相談窓口として、毎月1回定例相談日を設けるとともに、年1回特設人権相談を実施し、人権擁護委員が対応しています。また、12月の人権週間に合わせて人権教育研修会を実施し、人権啓発活動を展開しています。
- ▶▶人権問題で困っている人に向けた相談窓口の周知啓発が必要です。
- 人権問題についての対策事業として、庁内にパネル展示や特定失踪者のパネル展示を行い、広く町民に対し人権啓発を行っています。
- 2021年10月に「パートナーシップ宣誓制度」を創設し、その後足柄上地区1市5町で同制度に係る相互利用に関する協定を締結し推進しています。
- ▶▶ジェンダー平等に向けて、地域における普及啓発を継続的に行うことが必要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画プラン」(2023~2028年度)を策定します。
- ▶▶各審議会での女性の登用率が低いことが課題となっており、計画に位置付けた各事業の評価・点検を定期的実施し、目標達成に繋がる取組を推進していく必要があります。
- 子育て世代の女性が社会参画できる環境整備には、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互協力していくことが不可欠となっています。
- ▶▶第2次松田町子ども・子育て支援事業計画及び第3次計画(予定)における取組の推進も期待されており、各主体の活動を支援していくことが必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|-------------------------|-------|-------|
| 地方自治法に基づく審議会等における女性の登用率 | 17.4% | 30.0% |
| 地方自治法に基づく委員会等における女性の登用率 | 13.6% | 30.0% |
| 女性による創業・起業支援件数（年間） | 0件 | 1件 |

協働の取組

| | |
|--------|--|
| 町民等の役割 | ・人権擁護委員の役割の理解と支援 |
| 行政の役割 | ・人権擁護委員の活動への支援、協力 ・人権問題に対する状況を的確に把握し、情報を発信 ・女性活躍に向けた様々な情報の提供 |

【実行計画】

施策① 人権問題対策事業の実施

| | | | | | |
|-----------|---|-------|------|------|------------|
| 方針・目標 | 人権相談の普及啓発を行うとともに、各種相談窓口での相談内容について、課を横断した相談支援体制が図れるように重層的支援体制を整備します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 人権相談窓口の充実 | 町 | 事業実施 | | | 重層的支援体制の整備 |

施策② 各種啓発活動の推進

| | | | | | |
|------------|---|---------|------|------|------|
| 方針・目標 | 町民が人権について正しく理解し、行動がとれるよう啓発活動を進めます。また、LGBTQ に関しても近隣市町と共同で研修会を開催し、普及啓発を進めていきます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 人権啓発講演会の開催 | 町 | 事業実施・推進 | | | |

施策③ 行政における意思決定への女性の参画

| | | | | | |
|-----------------|---|-------------------|------|------|--------------|
| 方針・目標 | 町の各種審議会等において、女性の登用率増加に向けた普及啓発を強化し、積極的な参画を促します。また、町の政策・方針に女性の声をより多く反映させます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 審議会等における女性の登用促進 | 町 | 事業の推進、評価、点検及び普及啓発 | | | 男女共同参画プラン見直し |

戦略4

施策④ 社会環境整備の促進

| 方針・目標 | | 関係機関や町民と連携しながら、松田町男女共同参画プランを実行し、普及啓発していくとともに、評価・検証を行うことで、男女共同参画社会の実現と女性にとって住みやすい環境づくりを目指します。 | | | | |
|-------|------------------------|--|----------------------|------|------------|------|
| 取組 | | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 戦略4 | 男女が対等な立場で社会に参画できる環境の整備 | 町 | 男女共同参画プランの推進、評価、点検 | | | |
| | | | | | 中間年 見直し | |
| 戦略4 | 女性が輝き活躍できるまちづくりの推進 | 町 | 推進拠点施設の管理・運営 | | | |
| | | | | | | |
| | | | 女性が活躍する企業の表彰、町広報でのPR | | | |



4. 行政経営

実現したい まちの未来

- まちづくりの専門家として、また、地域に寄り添うパートナーとして信頼される行政組織が確立されています。
- 自治基本条例の理念に基づき、まちづくりが展開された結果、町民と同じ方向を向いた施策に取り組み、効果的・効率的な行政経営が行われています。

基本目標

- 社会経済の動向や地方分権のさらなる進展、町民意識の多様化といった行政を取り巻く環境の変化に着実かつ柔軟に対応するため、組織体制の運用や職員の人材育成を行います。
- デジタル社会の実現に向けて、DX（Digital Transformation: デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、行政サービスにおける町民の利便性の向上につなげます。
- 自治基本条例に基づき、オール松田で知恵を出し、協働でまちづくりを促進するために、官民連携を推進し、多様で的確な質の高いサービスの提供を実施します。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 行政改革において、町の課題や新規業務に柔軟に対応するため業務分担等の整理を行い、組織体制のあり方を検証しています。
- ▶▶喫緊の課題や新規業務が増加しており、限られたマンパワーで効率的に業務を行う必要があります。
- 町では、PPP（官民連携）推進の取組の一環として、PFI法に基づき、財政負担軽減及びサービス水準向上等を目指した、「住宅整備事業」を実施しています。また、各種公共施設にPPPの手法である「指定管理者制度」の導入を行っていますが、全施設への導入には至っていません。さらに、独自の施策として民間事業者等との「包括連携協定」の締結を行い、各種施策を展開していますが、部分的な取組に留まっています。
- ▶▶費用対効果等の考え方をもとに官民連携の推進に取り組むことが必要です。
- 第6次行政改革大綱と実施計画に則り、デジタル技術の活用を進めています。
- ▶▶庁内業務の効率化とさらなる住民サービスの向上に向けて取り組んでいく必要があります。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|--------------|-------|-------|
| 包括連携協定件数（年間） | 1件 | 2件 |
| 職員研修参加者数（年間） | 94人 | 110人 |
| 指定管理制度導入実績 | 31件 | 37件 |

協働の取組

| | |
|--------|-----------|
| 町民等の役割 | ・地域情報の提供 |
| 行政の役割 | ・広報紙等への掲載 |

【実行計画】

施策① 行政改革の推進

| | | | | | |
|-------------------|---|------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 事務、業務に関する課題の共有を図り、組織体制のあり方を随時検証することで、効率的な行政活動を行います。 接遇ワーキンググループで来庁者アンケート等を実施し、結果を分析し改善策に取り組むことで、職員の接遇に対する意識向上を図るための取組を強化します。 | | | | |
| | 実施主体 | プログラム | | | |
| 取組 | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 効率的な仕事の進め方の導入 | 町 | PDCAの推進 | | | ▶ |
| 組織体制の運用 | 町 | 運用 | | | ▶ |
| 職員の定員適正化 | 町 | 適正化の検証 | | | ▶ |
| 職員研修計画の実施 | 町 | 能力向上の確認・改善 | | | ▶ |
| 職員接遇アンケートの実施 | 町 | PDCAの推進 | | | ▶ |
| デジタル技術の活用 【新規】 | 町 | 進捗管理・評価・公表 | | | ▶ |

施策② 官民連携の推進

| | | | | | |
|-------------|--|-------------|------|------|------|
| 方針・目標 | 町で、より一層のPPP・PFIの導入を目指し、これまで指定管理者制度を導入していなかった施設への導入を行います。また、住宅整備事業は、運営の段階であるため、所定のモニタリングを行うことで、サービスレベルを維持します。さらに、包括連携協定では、より積極的に連携事業を実施するとともに、費用対効果等の考え方をもとに官民連携の推進に取り組みます。 | | | | |
| | 実施主体 | プログラム | | | |
| 取組 | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 官民連携の推進【新規】 | 町 | 調査・研究・検討・実施 | | | ▶ |

戦略2



5. 財政運営

実現したい まちの未来

- 町行政に対する町民の深い理解のもと、社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、次代への説明責任が果たせる持続可能で安定的な財政基盤が構築され、健全な財政運営が行われています。
- 税や使用料等の公的な負担への関心、納付意識が高まり、町民が受益や能力に応じた適正な町民負担をしています。

基本目標

- 社会経済情勢の影響を見据え、歳入面では、納税意識や納付環境の利便性を高めて、税等の収納率向上を図るとともに、税外収入の積極的な確保を推進します。
- 歳出面では公共施設等の計画的な更新を踏まえた重点的・効率的な費用配分を適宜、きめ細かく見直すことで、将来にわたる持続可能な行政経営を行い、健全な財政運営を維持します。
- 中長期的な財政見通しや節目ごとの財務状況をわかりやすく公表し、町民の理解と協力を得ながら、各種事業を進めます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 税金等の納付にあたっては、2019年度にコンビニ納付を、2021年度にスマートフォン決済による納付方法を導入しています。
- 税金の滞納者に対して財産調査を実施し、必要に応じて預金、給与、年金及び生命保険の差押えを行うとともに、不動産公売、動産のインターネット公売を実施しています。
 - ▶▶固定資産があり課税額が高額であるものの現金収入が少額であり、納税が困難な方への対応が必要です。
- 定住・移住施策により人口減少のペースを抑制できているものの、今後の人口減少が予想されるため、町有地等の利活用の促進による財源の確保やふるさと納税及び企業版ふるさと納税等に取り組んでいます。
 - ▶▶町税外収入による積極的な歳入確保を図るとともに、ふるさと納税については、町内での商品生産に向けた企業への働きかけの強化が必要です。また、地方創生の充実のため、企業版ふるさと納税に向けたマッチングを推進することが必要です。
 - ▶▶財源確保のため、町営住宅の空室の抑制や町営臨時駐車場の利用者増に取り組む必要があります。
- 財務状況の公表については、法令に基づいた財政状況の公表や町広報紙による予算・決算の記事掲載で周知しています。
 - ▶▶現行の公表内容は「現状の財政状況」の周知であるため、関心の高い「将来の財政状況」についての周知を行う必要があります。
- 公共施設維持管理事業については、総合計画と公共施設等総合管理計画の連携、調整を図りながら、整備や改修に必要な財源を確保しています。

▶▶施設の現状によって前倒し実施となる場合もあり、財源確保や今後の実施時期や地域との調整など、計画の見直しが必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|------------------------|---------------------------------------|--|
| 町税収納率 | 95.7% <small>(2021年度決算ベース)</small> | 96.4% |
| キャッシュレスによる納付率 | | |
| ①町民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税 | 41.3% | 42.5% |
| ②町民税（特別徴収）、法人町民税 | 5.5% | 8.0% |
| 経常収支比率 | 86.7% <small>(2021年度決算ベース)</small> | 全国類似団体平均 <small>(2025年度決算ベース)</small> |
| ふるさと納税額（年間） | 110百万円 | 115百万円 |
| 企業版ふるさと納税件数（年間） | 2件 | 5件 |

協働の取組

| | |
|--------|----------------|
| 町民等の役割 | ・施設の有効活用、受益者負担 |
| 行政の役割 | ・情報提供、啓発活動 |

【実行計画】

施策① 財源の確保

| | | | | | |
|---------------------|--|-------------------------|---------------------|------|------|
| 方針・目標 | <p>財産調査により、預金、給与、年金及び生命保険の差押え、また、不動産公売、動産のインターネット公売などの滞納処分のほか、訪問して生活実態を調査し、状況によっては執行停止を行い、税務課所管の税に係る収納率を各年度 0.05%上積みし、4 年後までに 96.4%を目指します。</p> <p>不動産の所有者に対しては資産の利活用や処分等のアドバイスを実施し、課税額の減少や収入の増加による滞納額の減少に取り組みます。</p> <p>また、未利用な町有地、町営住宅跡地等の利活用を推進し、移住・定住を促進することによる財源の確保とともに、ふるさと納税等の町税外収入による積極的な歳入確保に向け、国の動向に注視しつつ、取り組んでいきます。</p> <p>納税者の利便性及び安全性を確保するため、納付書仕様の変更や、地方税共通納税システムにおける対応税目の追加等、更なる納税環境の整備により、キャッシュレスによる納付率の向上を目指します。</p> | | | | |
| | 実施主体 | プログラム | | | |
| 取組 | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 収納率の向上と体制の強化 | 町 | | 催告・調査・処分・訪問 | | |
| | | | 事例研究・庁内研修によるスキルアップ | | |
| キャッシュレス納付の推進【新規】 | 町 | 納付書変更 eL 納税の 税目追加 | | | |
| | | | 広報や町 HP への掲載による勧奨 | | |
| | | | 納税通知書への書類の同封 | | |
| 町有地等の利活用の促進（再掲） | 事業者 町 | | 調査・研究・実施 | | |
| | | | | | |
| 町税外収入等の積極的な歳入確保【拡充】 | 町 | | ふるさと納税・企業版ふるさと納税の推進 | | |
| | | | 町税外収入等の調査・研究・制度実施 | | |

C 戦略 2

施策② 財務状況の公表と町民の理解促進

| | | | | | |
|---------|---|---|------|------|------|
| 方針・目標 | 町民と行政が町の財務状況について共通認識を深めるため、自治基本条例の理念を踏まえて、町民へのわかりやすさという視点で財務状況の公表内容・方法を見直し、財政運営の信頼性を高めます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 財務状況の公表 | 町 | <p><現状の財政状況> 周知内容を毎年度見直し</p> <p><将来の財政状況> 周知内容及び内容の見直し</p> <p><出前講座> 内容検討</p> <p>実施</p> | | | |

施策③ 公共施設の計画的な管理

| | | | | | |
|-------------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------|
| 方針・目標 | <p>松田町公共施設等総合管理計画の進捗状況や既存施設等の現状に応じて今後見直しが必要か検討を行い、第2次松田町公共施設等総合管理計画に反映させます。</p> <p>財源確保のため、住宅や駐車場の利用者の確保、各公共施設の使用料の見直しを行います。また、利用者確保のため情報媒体を通じて周知を行います。</p> | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 公共施設維持管理事業 | 町 | 事業の推進 | | | |
| 使用料等の見直しの検討 | 町 | 第1次計画にかかる修繕費をもとに財源確保の調査 | 調査をもとに各施設の使用料の見直しを含めた検討 | 各施設の使用料の見直し (条例改正含む) | |

6. 広域行政・国際交流



実現したい まちの未来

- 県西・あしがら地域における自治体間の連携は、より強固となり、効果的・効率的な取組の推進によって、町民サービスや地域の魅力が向上しています。さらに、姉妹町をはじめとした圏域に限らない遠方の自治体とも、施策・事業における新たな連携が進んでいます。
- コロナ禍での移動制限が解除されたことを契機に、外国人の来町者が増加するとともに、「おもてなし」環境が充実しています。また、国際社会で活躍するグローバルな人材の育成が進んでいます。

基本目標

- 市町村合併から広域連携の強化にシフトした国の動向を注視しつつ、構築してきた連携の維持・強化に向けた施策や、活性化に資する地方創生プロジェクト（広域）などを推進します。また、新たな枠組みでの広域連携にも積極的に取り組みます。
- 国際交流分野ではグローバル人材の育成を進めるとともに、広域連携によるメリットを生かした行政サービスや体制（組織）を確立し、持続可能な行政運営の仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

○…現状 ▶…課題

- 広域行政の推進に向けて、県西部や足柄上地域、1市3町（秦野市、中井町、大井町、松田町）の地域連携のほか、S K Y圏、幸せリーグ等の県を跨ぐ連携などにも積極的に取り組んでいます。スケールメリットを生かし、相互に機能補完やノウハウの共有ができており、多様化・複雑化する行政ニーズに対応しています。
 - ▶▶広域連携により、スケールメリットを生かすべき事務事業が増加していますが、広域で実施している事業が減少していることが課題です。
- 足柄上地区1市5町で、あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議を設置し、ごみ処理広域化に向けた検討及び調整を進めています。
 - ▶▶施設整備に向け、事業主体、施設規模、施設配置等を調整していく必要があります。
- 広域証明発行サービス事業やコンビニ交付サービスを展開して証明書交付に対する町民の利便性向上に取り組んでいます。
 - ▶▶広域証明サービスでは、参加市町の拡大が必要となっています。
- コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード所有者に対して町HPや広報紙などでコンビニ交付サービスの利用案内を行っています。
 - ▶▶新規マイナンバーカード取得者に対しても積極的に利用案内を行うなど、マイナンバーカードの利便性も含めて、さらに周知していく必要があります。
- 移住・定住を大きなテーマとして、県西地域活性化プロジェクトを共同で推進しています。
 - ▶▶事業実施に対し、目に見える形での移住・定住者数の増加に繋がっていない

第6章 みんなで協力し、みんなの力を育むまち（実現手段）

いことが課題です。

○国・県との連携強化に向けて、町や地域の課題、要請についての要望活動を継続的に実施しています。

▶▶実行等に時間を要する案件も多く、要望活動の成果が期待どおりに得られないことが課題です。

○姉妹町である横芝光町とは、産業まつりやスポーツ交流等を毎年度実施し、交流を深めています。

▶▶2020年度、2021年度はコロナ禍により交流事業が中止となり、住民同士の交流等に結び付いてないことが課題です。

○国際交流事業については、国際交流コーディネーターを委託により設置し、人材育成を行っています。また、国際交流ボランティアとして約50名が登録しイベントの企画等を行っています。

▶▶持続可能な活動支援体制の確立が求められています。

○町のイベントに、フェアトレードの理解促進等のための国際交流ブースを展開しています。グローバルな人材を育成するため、2021年度からはホームステイ事業を開始しています。

▶▶独立採算制をもって国際交流事業を継続していける組織体制と仕組みの構築が必要です。

目標指標

| 項目 | 2022年 | 2026年 |
|-------------------------|-------|-------|
| 町が企画したイベントでの外国人来町者数（年間） | 20人 | 60人 |
| 国際交流ボランティア登録者数 | 48人 | 60人 |

協働の取組

| | |
|--------|---|
| 町民等の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業（インバウンド）への協力 ・国際交流事業（人材育成・交流事業）への積極的な参加 |
| 行政の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業費負担 ・事業支援 |

【実行計画】

施策① 広域行政の推進

| 方針・目標 | 人口減少が避けられない中で、さらに広域での結びつきを強化していく必要があるため、関係市町の状況等を踏まえた上で、より効果的かつ効率的な行政運営を推進していきます。 広域証明発行サービス事業やコンビニ交付サービスを普及させ、利用者の増加を図るために、コンビニ交付の周知とマイナンバーカードの交付を促進します。 | | | | | |
|-----------------------------|--|------------------------------|-----------------------|------|------|----------|
| | 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 広域連携の強化による組織づくりや各施策事業の推進 | 関係市町 町 | | 協議・推進 | | | |
| 足柄上地区ごみ処理施設整備 | 足柄上地区 1市5町 | 測量・地質調査等 | 施設整備基本計画策定 新規組合設立等 | | | 設計・施工監理等 |
| 広域証明発行サービス事業の継続・コンビニ等サービス提供 | 関係市町 町 | コンビニ交付サービスの広報、マイナンバーカードの交付促進 | | | | |
| | | 証明書等自動交付（コンビニ交付）サービス運営費の負担 | | | | |
| | | 郵便局との連携 | | | | |
| 斎場の広域利用【新規】 | 関係市町 町 | 構成市町との連携及び小田原市への事務委託 | | | | 施設改修 |

施策② 国・県との連携強化

| | | | | | |
|----------------------|--|--------------------------|----------|------|------|
| 方針・目標 | 国・県との綿密な連携を保ち、特に重要な事業等の実施や支援については、関連する情報を的確かつ迅速に収集するとともに、要望内容の切り口を変更したり、広域的な連携も活用した積極的な要望活動を展開します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 各種施策の実現に向けた改善・要望等の実施 | 関係市町 町 | | 要望・提案・協議 | | |
| 県西地域の活性化 | 県 関係市町 町 | プロジェクトの推進 次期プロジェクトの検討 | | 事業推進 | |

施策③ 姉妹町交流事業

| | | | | | |
|------------|---|-------|--------------|------|------|
| 方針・目標 | 2018年に改めて姉妹町の盟約の推進に関する宣言書を確認しあった千葉県横芝光町とは、教育・文化・スポーツ・産業等の交流事業を住民ベースで推進することも視野に、多角的に深めていきます。また、横芝光町の自然を活用した地引網体験交流や、経済ベースでの交流を行っていきます。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 姉妹町交流事業の推進 | 町民 姉妹町 町 | | 産業まつりでの交流の推進 | | |
| | | | スポーツでの交流の推進 | | |

施策④ 国際交流事業

| | | | | | |
|-----------|---|----------|-------|------|------|
| 方針・目標 | コロナ禍により激減した訪日外国人が徐々に復活することを見据え、各種事業を継続して実施できる組織体制等を確立し、観光の振興に係る取組と連動して受入環境を整備します。また、在留外国人等との交流や多国文化などを学ぶ機会を設け、グローバル社会で活躍する人材を育成します。 | | | | |
| 取組 | 実施主体 | プログラム | | | |
| | | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 国際交流事業の推進 | 事業者 町民等 町 | 人材育成 | (自走化) | | |
| | | インバウンド対応 | (自走化) | | |



国際交流事業の推進

第3編 地区別アクションプラン

第1章 松田地区アクションプラン

1. 松田地区の現状と課題

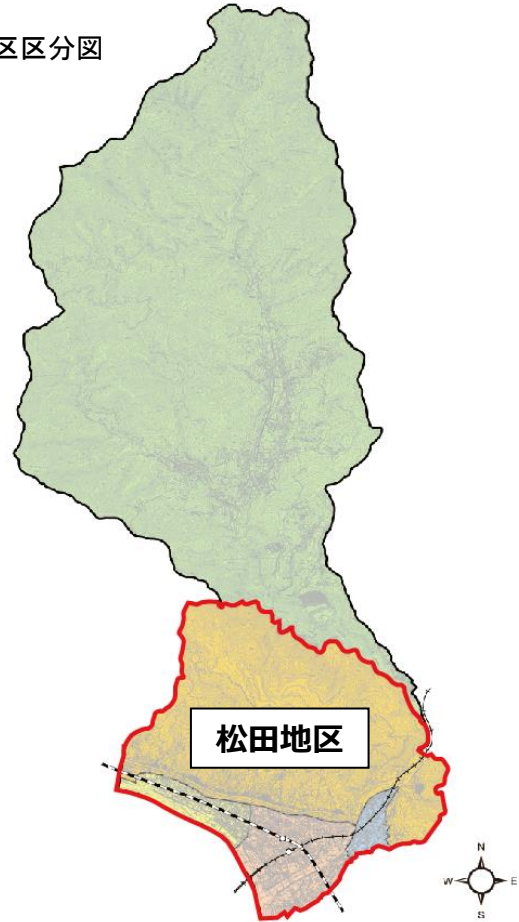
(1) 地区の概況

松田地区は本町の南部に位置しており、松田駅や新松田駅を中心に本町の中心的な市街地と周辺の住宅地で形成された地区とその北側には松田山の自然環境豊かな丘陵地が広がる地区です。面積は1083.1haで、町域の28.7%を占めています。

市街地は、町役場をはじめとする公共公益施設や医療施設、商業・業務施設が集積するなど、町民生活の中心的な役割を果たす地区となっています。

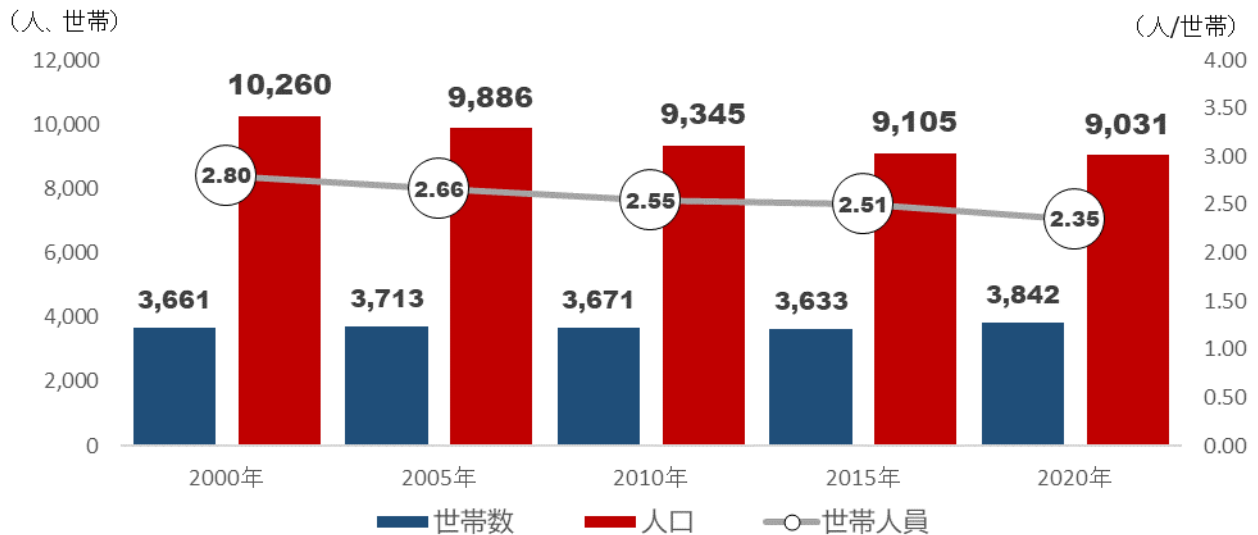


■地区区分図



松田地区の人口は2020年で9,031人と、町全体の約83%を占めています。2000年と比較すると、1,229人・12.0%の減少となります。世帯数は2020年で3,842世帯と増加傾向にあります。1世帯あたりの人員は年々減少しており、2020年で2.35人/世帯となっています。

■松田地区の人口・世帯の推移（国勢調査）



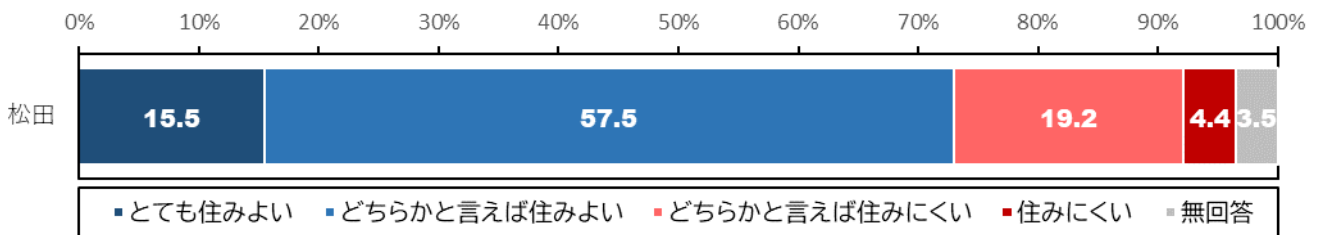
(2) 地区住民の意向

① 住みやすさ (松田地区)

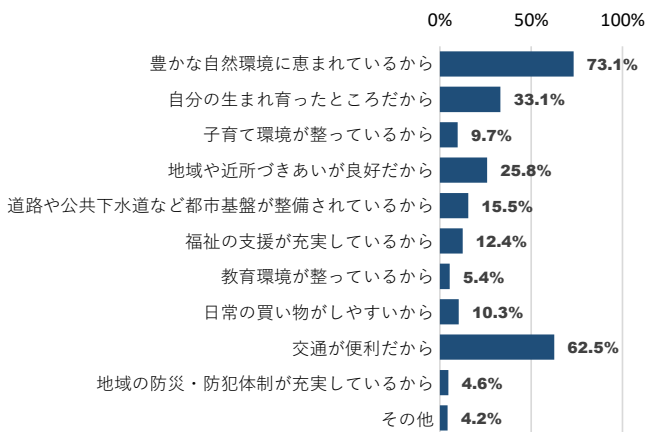
松田地区においては、73.0%が「とても住みよい」「どちらかと言えば住みよい」と回答しており、住みやすい理由は、豊かな自然環境と交通の便利さがあげられます。

一方で住みにくい理由は、町内での買い物やスーパー等の不足など、日常生活の不便さがあげられます。

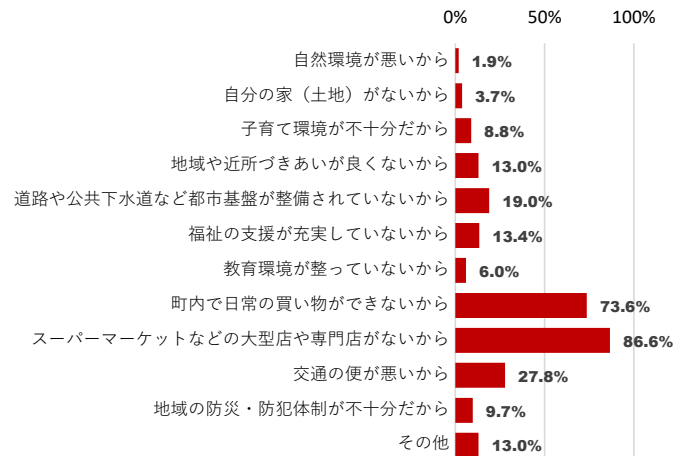
■松田地区の住みやすさ



■松田地区の住みよい理由



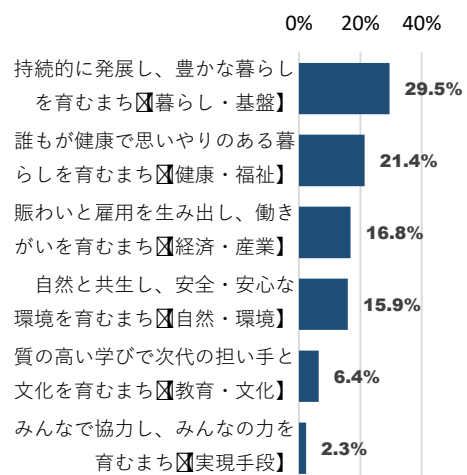
■松田地区の住みにくい理由



② 力を入れるべきまちづくりの取組 (松田地区)

力を入れるべきまちづくりの取組について、松田地区では、「暮らし・基盤」が29.5%と最も多く、良好な市街地や住宅地の形成が求められています。

■力を入れるべきまちづくりの取組



2. 松田地区のまちづくりの方向性と取組

(1) まちづくりの方向性

松田地区においては、まちの将来像「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける”故郷」を実現するため、住みよさの資源である交通の利便性や豊かな自然環境を生かした魅力づくりに取り組みます。「新松田駅・松田駅周辺のまちづくりプロジェクト」「地域資源のブランド化プロジェクト」に位置づけた取組に重点的に取り組むとともに、その他の取組とも連携しながら、松田地区の魅力づくりに取り組みます。

■松田地区の役割とまちづくりの方向性



■取組の位置づけ

| 位置づけ | 具体的な取組 |
|-------------------------------|---|
| 新松田駅・松田駅周辺のまちづくりプロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・新松田駅北口周辺整備の促進 ・松田駅北口周辺整備の検討 ・効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進 ・新松田駅南口駅周辺道路の整備 ・新松田駅南口駅前広場等整備 ・おもてなし・お休み処「つむGO」の利活用 ・路線バスの運行維持対策の推進 ・民間住宅の建設促進、良好な住宅宅地開発の誘導 ・生活環境を向上させる歩行空間の確保 ・新松田駅前等の基盤整備事業に伴う商店街の活性化についての支援 ・足柄上商工会、地元商店街と連携した消費拡大の促進 ・スーパー及びコンビニエンスストアの誘致 ・店舗リノベーション支援補助制度の活用促進 |
| 地域資源のブランド化プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・松田山の保全の推進 ・松田山の利活用の推進 ・新たな観光資源の創造・発掘・活用 ・西平畑公園及び松田山ハーブガーデン活用促進 ・パークゴルフ場の活用促進 ・コスモス館等での地元農産物の消費拡大の支援 ・民間の観光事業者との連携 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の推進と経営基盤の強化 ・ハイキングコース・遊歩道の整備・維持修繕 ・ふるさと鉄道活用促進 ・子どもの館及び自然館の利用促進 ・公園・児童遊園地等の遊具整備・維持管理 |

(2) 取組方針図

※太字=まちづくり戦略プロジェクトに位置づけられた取組



第2章 寄地区アクションプラン

1. 寄地区の現状と課題

(1) 地区の概況

寄地区は、本町の北部に位置しており、丹沢山系の山々と点在する集落から成る地区です。面積は 2691.4ha で、町域の 71.3%を占めています。集落には自然景観と調和した落ち着いた街並みが形成されています。また、寄ロウバイ園や寄七つ星ドッグランなどの観光資源とともに、中津川沿いの桜並木や茶畑による美しい景観を有しています。



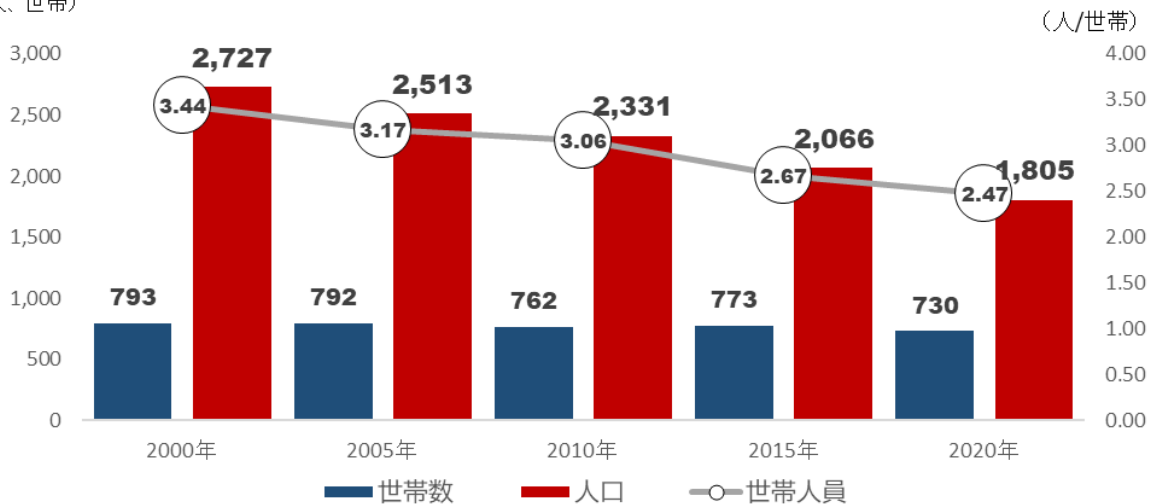
■地区区分図



寄地区の人口は 2020 年で 1,805 人と、町全体の約 17%となっています。人口減少が続いており、2000 年と比較すると、922 人・33.8%の減少となっています。世帯数は、2020 年で 730 世帯となっており、減少傾向を示しています。1 世帯あたりの人員も減少傾向を示しており、2020 年で 2.47 人/世帯となっています。

■寄地区の人口・世帯の推移（国勢調査）

(人、世帯)

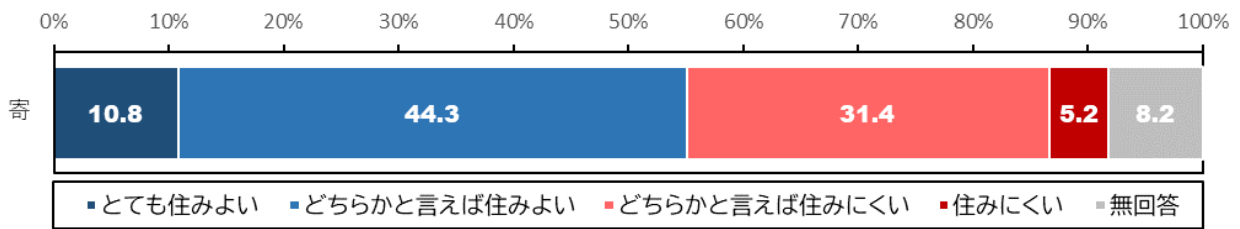


(2) 地区住民の意向

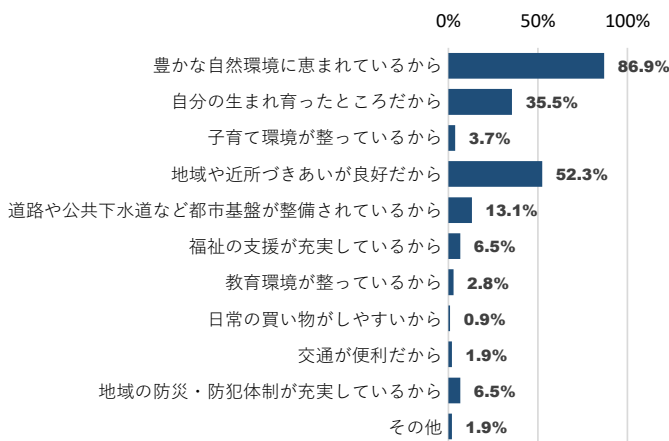
① 住みやすさ (寄地区)

寄地区においては、55.1%が「とても住みよい」「どちらかと言えば住みよい」と回答しており、「住みにくい」「どちらかと言えば住みにくい」は36.6%と、住みよい意向が高くなっています。住みやすい理由は、豊かな自然環境と近所づきあいがあげられ、一方で住みにくい理由は、交通の不便さや町内での買い物、スーパー等の不足など、日常生活の不便さがあげられます。

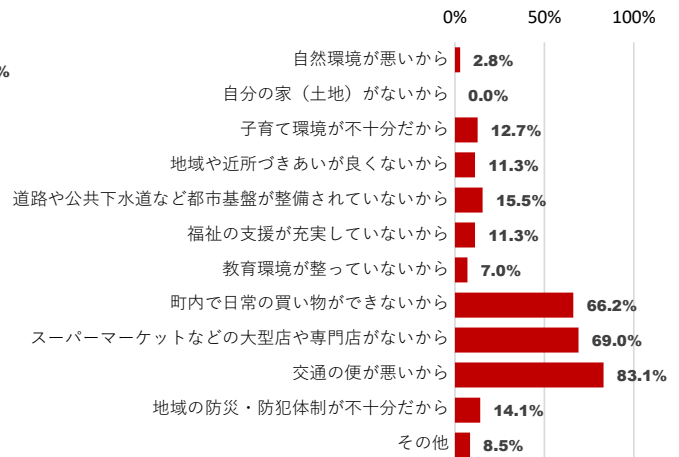
■ 寄地区の住みやすさ



■ 寄地区の住みよい理由



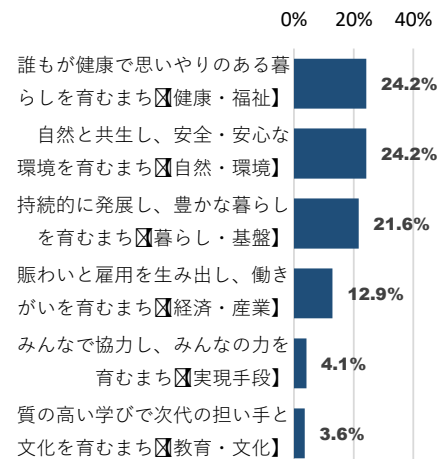
■ 寄地区の住みにくい理由



② 力を入れるべきまちづくりの取組 (寄地区)

力を入れるべきまちづくりの取組について、寄地区では、「健康・福祉」と「自然・環境」がともに24.2%と最も多く、松田地区と比較すると、この2つの項目の回答割合が高くなっています。

■ 力を入れるべきまちづくりの取組



2. 寄地区のまちづくりの方向性と取組

(1) まちづくりの方向性

寄地区においては、まちの将来像「いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける”故郷」を実現するため、住みよさの資源である豊かな自然環境や地区の交流を生かした魅力づくりに取り組みます。「地域資源のブランド化プロジェクト」に位置づけた取組に重点的に取り組むとともに、その他の取組とも連携しながら、寄地区の魅力づくりに取り組みます。

■寄地区の役割とまちづくりの方向性

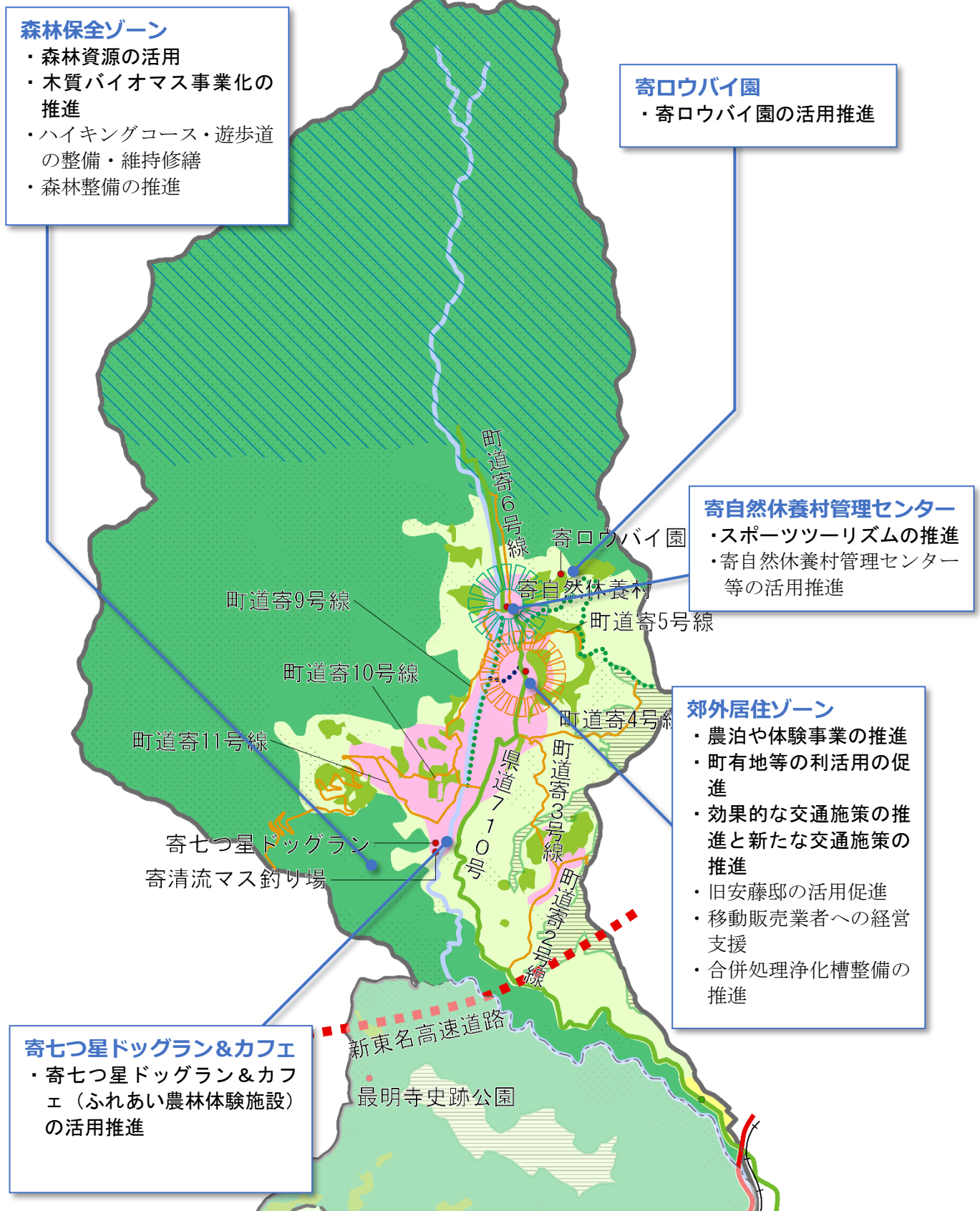


■取組の位置づけ

| 位置づけ | 具体的な取組 |
|--------------------------|---|
| 地域資源の ブランド化 プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・農泊や体験事業の推進 ・寄七つ星ドッグラン&カフェ（ふれあい農林体験施設）の活用推進 ・寄口ウバイ園の活用推進 ・スポーツツーリズムの推進 ・森林資源の活用 ・木質バイオマス事業化の推進 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の推進 ・移動販売業者への経営支援 ・ハイキングコース・遊歩道の整備・維持修繕 ・旧安藤邸の活用促進 ・寄自然休養村管理センター等の活用推進 ・合併処理浄化槽整備の推進 ・町有地等の利活用の促進<戦略2> ・効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進<戦略2> |

(2) 取組方針図

※太字=まちづくり戦略プロジェクトに位置づけられた取組



第4編 計画の推進

第1章 進行管理の考え方

「松田町第6次総合計画」を計画的に推進していくためには、8年後のビジョンを明確にし、計画期間4年間のアクションプログラムに掲げる施策にしっかりと取り組んだ上で、その結果について検証し、計画期間8年間の基本構想・基本計画に掲げる目標・方針が達成されるよう、絶えず修正や改善を行っていく必要があります。また、計画の進捗にあたっては、町民への説明責任が果たせるよう取組の進捗状況を明らかにしていく必要があります。

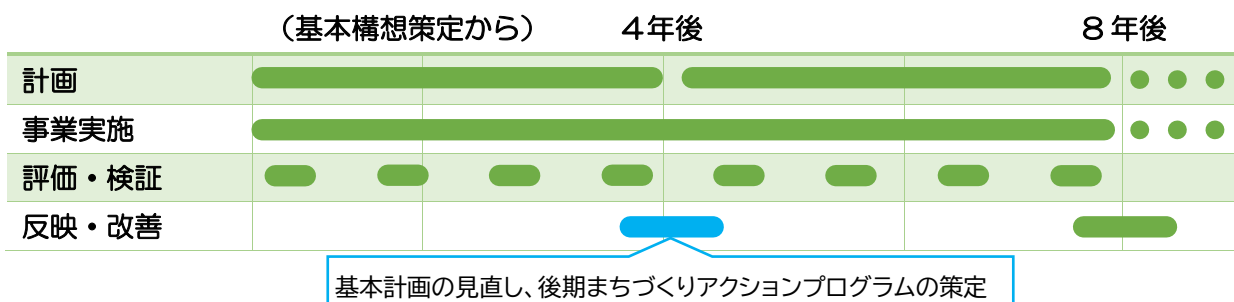
そのため、アクションプログラムは、目標・方針の実現化に向けた実行計画としての役割もあることから、今後、本計画の進行管理として、PDCA サイクルを導入し、本計画（PLAN）に基づく施策・事業の実施（DO）、取組の進捗状況や目標指標の達成状況等については毎年度評価・検証（CHECK）を行い、必要に応じて4年ごとに計画への反映・見直し（ACT）を行います。

また、松田町自治基本条例に掲げるまちづくりの基本原則である「情報共有」、「参加」、「協働・連携協力」の考え方に基づき、PDCA サイクルの各段階で町民が参画できる仕組みを取り入れながら、町民と行政が一体となって計画を推進します。

■PDCA サイクルと町民との関わりのイメージ



■進行管理の流れ



別紙参照

